

平成28年第4回定例会

(第3日)

平成28年12月8日

平成28年第3回平川市議会定例会議事日程（第3号） 平成28年12月8日（木）
午前10時00分開議

第1 一般質問

本日の議会に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（20名）

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	工藤 貴弘	8	山田 忠利	15	工藤 竹雄
2	工藤 秀一	9	石田 昭弘	16	齋藤 政子
3	福士 稔	10	原田 淳	17	齋藤 律子
4	長内 秀樹	11	桑田 公憲	18	田中 友彦
5	山口 金光	12	大川 登	19	佐藤 雄
6	佐藤 保	13	小野 敬子	20	齋藤 英仁
7	佐藤 寛	14	葛西 清仁	—	—

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条による出席者

職 名	氏 名	職 名	氏 名
市 長	長 尾 忠 行	会 計 管 理 者	工 藤 裕 子
副 市 長	古 川 洋 文	農 業 委 員 会 事 務 局 長	谷 川 功
総 務 部 長	齋 藤 久 世 志	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	對 馬 一 俊
企 画 財 政 部 長	芳 賀 秀 寿	平 川 診 療 所 事 務 長	三 上 裕 樹
市 民 生 活 部 長	須 藤 秀 人	碓 ヶ 関 診 療 所 事 務 長	鈴 木 浩
健 康 福 祉 部 長	松 井 靖 子	監 査 委 員 事 務 局 長	石 田 善 久
経 済 部 長	白 戸 照 夫	教 育 委 員 会 委 員 長	内 山 浩 子
建 設 部 長	木 村 雅 博	教 育 長	柴 田 正 人
水 道 部 長	須 藤 俊 弘	農 業 委 員 会 会 長	柴 田 博 明
尾 上 総 合 支 所 長	原 田 耕 一	選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	内 山 久 人
碓 ヶ 関 総 合 支 所 長	工 藤 久 富	代 表 監 査 委 員	古 川 敏 明
教 育 委 員 会 事 務 局 長	小 林 留 美 子	—	—

○出席事務局職員

職 名	氏 名	職 名	氏 名
事 務 局 長	古 川 章 人	主 事	石 岡 奈 々 子
主 幹 兼 議 事 係 長	長 瀆 貴 弘	—	—

午前10時00分 開議

○議長
(齋藤政子議員)

おはようございます。
ただいまの出席議員は20名で、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。
第6席、8番、山田忠利議員の一般質問を許します。
山田忠利議員の一般質問の方法は、一問一答方式です。
山田忠利議員の一般質問を許可します。
山田忠利議員、質問席へ移動願います。
(山田忠利議員、質問席へ移動)

○8番

6席、誠心会の山田です。議長の許可を得ましたので、通告に従い質問

(山田忠利議員)

させていただきます。一問一答方式で質問させていただきます。

本定例会には、今後の平川市の道しるべとなるべき第2期長期総合プラン基本構想が上程されております。私は、平成28年第2回定例会の一般質問においても申したとおり、地域の公平さを重んじ、格差をなくし、商工、観光、農業、さらには教育等々に全力を傾注し、平川市のすばらしい未来をつくることを切に願っております。このことを踏まえ、一般質問を行います。

始めに、1. いじめ対策について質問いたします。

いじめについては、昨年度全国で22万件、県内の公立学校でも1,166件が認知されました。この数字に示された子どもたちの中には、いまにも命を絶つおそれがある子どもたちも含まれているものと考えられます。実に心が痛むことであります。

このような中、今年本県においても、残念ながらいじめが原因と思われる中学生の自殺問題が相次ぎました。将来のある若い世代の命が失われた事実はあまりにも重く、残念でなりません。家族、友人はじめ身近な人たちの心痛はどれほどか、胸が締め付けられる思いです。

そこで、まず①平川市内の小・中学校のいじめの実態についてお伺いいたします。

続いて、②教員・保護者への施策についてお聞きします。

いじめ問題については、時折報道を通して、いじめを認知した教員が報告を怠ったため早期解決に至らなかったという事案を耳にしております。

このような事態にならないよう、学校ではいじめ問題に関する組織的な体制づくりと適切に対応する手続きの確立が必要と考えます。しかし、真に追求すべきは、いじめ発生後の対策ではなく、いじめの未然防止と根絶であります。そのためには、学校だけではなく保護者・地域ぐるみの見守りは不可欠であると考えます。

そこで、いじめ問題に対して、教育委員会ではどのように学校に対応するよう求めているのか。併せて、保護者・地域に対しては、学校がどのように対応するよう求めているのかをお伺いいたします。

次は、③生徒・保護者への心のケアについてであります。

夏休み・冬休み明けに、いじめに悩んだ子どもたちの不幸な事態が全国各地で発生しており、いじめの怖さ、いじめにより子どもたちの心に与える悪影響は計り知れないものであるととらえております。

学校は、日ごろから細心の注意を払っていじめ問題に取り組んでいると思いますが、いじめが発生した場合は、いじめを受けた児童・生徒のみならず、その保護者にも心のケアが必要となるととらえております。教育委員会では、どのように児童・生徒や保護者の心のケアに取り組んでいるのかをお伺いいたします。

教育長、答弁願います。

まず、平川市内小・中学校のいじめの実態についてお答えいたします。

○議長

○教育長

(柴田正人)

本市におけるいじめの認知件数について、小学校では平成27年度が48件、今年度は10月末時点で41件、中学校では平成27年度が19件、今年度は10月末時点では22件となっております。これは各学校が、軽微なものでも見逃さないという、いじめの積極的な認知を心がけた結果であるにとらえております。

教育委員会では、毎月、各学校に生徒指導にかかわる報告書を提出させるなど、日ごろから学校に対して、いじめを見逃さず、また、いじめを放置することのないよう、いじめ解消に確実に取り組むよう指導しております。

次に、教員・保護者への施策についてであります。教育委員会では、「いじめは人間として絶対に許されない」、「いじめほどの子どもにも、どの学校でも起こり得る」との認識のもと、未然防止はもとより、全教職員が情報共有をしながら迅速かつ効果的に、いじめ終息に向けて取り組むよう指導しております。

また、各学校には、地域ぐるみでいじめの未然防止や早期発見のため、学校だよりや参観日などを通じて、各校のいじめ防止基本方針やその方針に基づいた取組状況等について、保護者や地域に積極的に情報発信し、共通理解を図るよう指導しております。

続いて、児童・生徒、保護者への心のケアについてであります。

いじめ問題に関して、児童・生徒及び保護者の心のケアが必要であることは十分認識しております。その心のケアに当たっては、慎重に、しかも迅速に対応することが大切であり、児童・生徒及び保護者の心情に十分配慮しなければならないと考えております。

各校に対しては、いじめを受けた児童・生徒及び保護者の心情に寄り添い、状況に応じて継続的、定期的な教育相談を行うよう指導しております。

教育委員会においては、教育相談員を設置し、いじめを始め学校生活や子育てなどの相談に応じ、児童・生徒及び保護者と一緒になって悩みの解決に向けて取り組んでおります。

また、県教育委員会と連携して、スクールカウンセラーを市内小・中学校に配置するなどして、児童・生徒及び保護者の心のケアに当たる体制を整えております。以上でございます。

山田議員。

御答弁ありがとうございました。

②の教員・保護者への施策について再質問させていただきます。

私は、先ほども申し上げましたとおり、いじめ問題の解決には保護者や地域ぐるみの見守りは不可欠であると考えております。教育委員会では、学校に対し、保護者や地域に積極的に情報発信して共通理解を図るよう指導しているとの答弁がありましたが、実際、地域には学校の取組状況がどれくらい浸透しているのかをお伺いいたします。

教育長。

○議長

○8番

(山田忠利議員)

○議長

○教育長
(柴田正人)

再質問にお答えします。

議員御指摘のとおり、いじめ問題に関して、児童・生徒を地域ぐるみで見守るということは、いじめの未然防止、早期発見のためにも大変重要なことであるととらえております。

お尋ねの、地域に学校の取組状況がどれくらい浸透しているかについてであります。教育委員会が市内全小・中学校に実施しています。保護者・地域に向けた学校の教育活動の取り組みを評価する調査におきまして、「保護者・地域住民に周知したい情報を効果的な方法で提供している」、「保護者・地域住民の意見や要望を教育活動の改善・充実に役立てている」の項目におきまして、「十分達成されている」、または「おおむね達成されている」という肯定的な評価を85%以上の方々からいただいております。

今後とも教育委員会では、地域が子どもたちを育てる安らぎの場であること、さらには、地域の中で子どもたちの思いやりや人をいたわる心を育むことが大切であることなど、保護者・地域の方々との連携を密にし、いじめ防止に取り組むよう各学校に指導してまいります。

○議長
○8番
(山田忠利議員)

山田議員。

続いて、③の生徒・保護者への心のケアについて再質問させていただきます。

子どもたちを取り巻く環境が大きく変化する今日、学校の対応のみでは解決できないいじめ問題が数多く発生しているものと考えられます。このような中、各関係機関、とりわけ児童相談所との連携協力は大変重要であると思っております。教育委員会では、児童相談所とどのように連携を図っているのかをお伺いいたします。

○議長
○教育長
(柴田正人)

教育長。

再質問にお答えいたします。

いじめ問題を解決するためには、各機関との連携は非常に重要な方策の一つであると考えております。このため、教育委員会では、各機関との協力関係を築き多角的に問題に取り組むことを目的とした、いじめ問題対策連絡協議会を設置しており、児童相談所もこの構成員として協力いただいております。

主に、発達障害や貧困、家庭環境などに起因するいじめの防止や、いじめ問題に悩む保護者等への支援について、指導助言をいただいております。

いじめ問題解決には、何よりも学校、教員が主体となり、保護者との連携を密にしながら取り組み、その状況に応じて関係機関等と協力をして問題解決を図る必要があると考えております。以上でございます。

○議長
○8番
(山田忠利議員)

山田議員。

御答弁ありがとうございました。引き続き全教職員が情報を共有しながら、いじめの未然防止、早期解決に向けて取り組むようお願いいたします。

次に、2の碓ヶ関小学校の今後について質問いたします。

碓ヶ関地域は、関所が置かれ、古くから湯の里として栄えてきたと

ころであり、豊かな自然に恵まれ、市内で最も寒暖差のある土地柄でもあります。この碓ヶ関の子どもたちは、今日も冬の寒空、その中笑顔あふれ元気に小学校へ登校しております。

その子どもたちの登校の姿を見るにつけ、私は地域住民の一人として、さらに市会議員の一人として、子どもたちが笑顔に満ちあふれ、健やかに成長することを願い、見守っていきたいと思うものであります。

また、子どもの学びの場である学校は、少子化に伴う子どもたちの減少が進む中、学校統廃合などにより地域によっては学校が消える事態にもなっております。私は、学校は地域づくりを図るうえで、地方創生の源として必要不可欠なものであると考えております。

我が碓ヶ関の子どもたちが元気に通う碓ヶ関小学校は、築36年を経過しました。いまでも自分の子どもが通った当時の真新しい校舎を懐かしく思い出します。

入学式や卒業式、学校行事の際に碓ヶ関小学校を訪れますと、玄関前のアプローチをはじめ、特に校舎廊下の劣化が著しい現状にあります。一言で言うと、床がふかふかするものであります。その一因は、校舎床下に湧き出す水があり、その湧き水がもたらす湿気が原因と思われれます。そしてまた、小学校の屋根は、これまで何度も強風により飛ばされ、修繕に多くの費用がかかっている状態にもあります。

これらは、先ほども申し上げた碓ヶ関地域の気象と小学校立地の地形が起因しているものと推測されます。議員の皆様も、各委員会等における視察、その報告などで、この現状は既に御承知のことと思います。

そこで、質問いたします。①学校改築についてであります。このように碓ヶ関小学校は老朽化が著しいため、碓ヶ関小・中学校併置校とする計画があると聞き及んでいます。いつ、どこに、どのような形で計画しているのか、平川市の将来を担う、平川市の宝である子どもたちが安心して学ぶためにも、教育委員会の御意見をお伺いします。

次に、②複式学級についてであります。平川市では、児童生徒数の減少に伴い、今後複式学級を有する学校が出てくるのが想定されます。次代を担う子どもたちの学力を保証するために、特に複式学級を有する学校に対して、教育委員会ではどのように対応していくのかお伺いいたします。

教育長、答弁願います。

まず、学校改築についてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、碓ヶ関小学校が築36年を経過し校舎全体の老朽化が著しいことから、教育委員会では、児童の学びの場として早急な改修が必要と考えています。その規模や整備内容等は、今後の児童数を十分に考慮し、また、財源となる国庫補助金や市債を検討しながら、碓ヶ関中学校との併置を想定した計画を進めていきたいと考えております。

今後、碓ヶ関小学校耐力度調査を行う必要があるほか、建設場所を選定する必要があります。建設場所につきましては、市有地の有効活用も視野

○議長
○教育長
(柴田正人)

に入れ、関係部局と協議してまいりたいと思います。

次に、複式学級についてであります。

複式学級の児童・生徒に限らず、子どもたちの学力は保証されなければならないと考えております。教育委員会では、複式学級を編成する学校に対して、一人一人へ決め細かな指導が行き渡るといふ少人数の特性を生かすこと、教科に応じて学年ごとにそれぞれ指導する教員を配置することなど、児童・生徒のより主体的な学習を促し、わかる授業を展開するよう教職員に指導助言してまいります。また、学習支援員を効果的に活用し、児童・生徒の学力の定着、向上を図ってまいります。以上です。

○議長

山田議員。

○8番

御答弁ありがとうございました。

(山田忠利議員)

学校の校舎に関しては、何とぞいい方向に向かうよう、私も地域住民として応援してまいりますので、教育委員会の皆様も御尽力のほどよろしくお願いいたします。

そこで、再質問となりますが、現在は小学校と中学校それぞれに校長はじめ教職員がいます。小・中併置校になった場合、学校の教職員の組織はどのようなになっているのかお伺いいたします。

○議長

教育長。

○教育長

小・中併置校になった場合、学校の教職員の組織はどのようなものかについてお答えいたします。

(柴田正人)

校長が、小学校の校長が中学校の校長を兼務することになり、1名となります。養護教諭と事務職員も同様に兼務となり、それぞれ1名となります。教頭は従来どおり、小・中学校にそれぞれ1名配置となり、教員の数は学級数に応じて配置されることとなります。

○議長

山田議員。

○8番

答弁ありがとうございます。

(山田忠利議員)

次に、3. 市内小・中学校のトイレについて伺います。質問いたします。

少子高齢化が叫ばれる昨今、子どもは地域の宝であり、未来の担い手として健やかな成長を望むものであります。子どもの成長過程の中で、基本的な生活習慣を身に付けさせることは重要であります。その中で、特に重要な要素に学校のトイレ環境があります。

先般、文部科学省より、公立小・中学校施設のトイレの状況調査結果が公表されました。洋式トイレの割合は43.3%、和式トイレは56.7%ということでありました。一方、各家庭の状況をかながみますと、ほとんどの家庭で洋式トイレを使用しているというのが現状であります。このことを踏まえてか、85.2%の自治体は校舎を新築、改修する際、洋式トイレを設置したいと回答しております。

子どもたちは家庭で慈しまれ、やがて小学校へ入学いたします。その学び舎においては、使い慣れた洋式化トイレが少なく、和式トイレの使いづらさから用を足せない児童がおり、帰宅するまで我慢をし、その結果腹痛

を訴えるに至る子どももいると、保護者から聞き及んでいます。

最近では、学校行事においては児童及び生徒の家族、また地域の方々にも出席をしていただく機会が増えております。しかしながら、洋式トイレの少なさの問題から、高齢者の方々が出席をためらうことも聞いております。

そこで質問いたします。市内小・中学校のトイレについて、和・洋式についてであります。これらの問題点を解消するため、学校施設におけるトイレ洋式化をどのように考えているのか、教育委員会の対応策をお伺いします。

○議長
○教育長
(柴田正人)

教育長、答弁願います。

市内小・中学校のトイレ、和・洋式についてお答えいたします。

教育委員会といたしましても、子どもは地域の宝であると認識しており、児童・生徒の学びの場である学校施設の環境整備、充実を計画的に進めていきたいと考えています。また、学校行事等に高齢者をはじめ地域の方々が安心して出席いただけるよう、トイレの洋式化を図っていく必要があると認識しております。

平成28年12月1日現在、小学校では洋式トイレ99個、和式トイレ191個、小学校全体の洋式トイレ比率は34.1%、中学校では洋式トイレ83個、和式トイレ50個、中学校全体の洋式トイレ比率は62.4%であり、平川市全体の洋式トイレ比率は43.0%となっております。

市内すべての学校に洋式トイレは整備されておりますが、議員御指摘の児童の不安解消のためにも、学校施設の改築や大規模改修の機会に、より一層のトイレの洋式化に努めてまいります。

○議長
○8番
(山田忠利議員)

山田議員。

先ほども申しましたが、現在の家庭は洋式トイレのみの家庭がほとんどであります。小学校に入学した際、トイレ環境の変化が入学児童においては一番の不安となるものと思われまます。新入学児童などにおいて、各小学校から不都合など何かしらの報告が教育委員会にあるものか、お伺いいたします。

○議長
○教育長
(柴田正人)

教育長。

新入学児童などにおいて、各小学校から不都合など何かしらの報告が教育委員会にあるものなのかについてお答えをいたします。

平川市内小学校入学式におきまして、洋式トイレに新入学児童が列をなしているという報告があります。また、和式トイレに不慣れな児童もいることから、小学校では新入学児童にトイレ指導を行っております。今年度入学式以降、各小学校から不都合の報告はございませんでした。以上でございます。

○議長
○8番
(山田忠利議員)

山田議員。

御丁寧な答弁ありがとうございました。

それでは、4番のバスの実証運行について質問いたします。

この実証運行については、昨日原田議員によって質問もありまして、いろいろ重複する場面もあると思いますが、3か月間の実績ということもありますが、これは割愛させていただきたいこう思います。ただ、私はこのバスの、地元の議員として一言質問させていただきます。

私は先の議会で、碓ヶ関と平賀までのバスの運行を実施し、遠距離格差の解消と商工、観光、医療、市役所への手続きなど利便性確保に努めていただきたいと、碓ヶ関地域の声を代表して質問をいたしました。その結果、市ではアンケート調査を実施し、その後3か月間の実証運行を実施していただき、まことにありがとうございました。市の御尽力に、地域の住民の一人として心より御礼申し上げます。

そこで、質問いたします。実績については割愛しますが、今後の取り組みについての質問であります。実証運行の少し前に、碓ヶ関地域に、住民が待ちわびたホームックニコットが開業いたしました。近隣の地域住民は日常的な買い物ができて喜んでいますが、我が碓ヶ関地域には久吉、古懸もあり、思うように買い物に來れない方々もあります。また、買い物以外の用事を済ますためにも、ぜひともバス運行継続との声が大であります。

当然のことながら、運行に関する予算、バス会社の都合等があると思いますが、本市の地方である碓ヶ関地域の地域住民の利便性を考えていただき、せめて週2回の運行でも実施できないものか、地域の総意をもって質問いたします。

○議長
○市長
(長尾忠行)

市長、答弁願います。

碓ヶ関地区のバス運行に関してであります。昨日、原田議員のほうにも御答弁させていただきましたが、実績ということに関してはそんなに多くはないわけですが、アンケート調査のときは4割ぐらいの方が確か利用するというようなアンケート調査でありました。それは抜きにしましても、地域住民の方の足を確保するというのは非常に大事かと思えます。バスにしても、弘前へ向かう弘南バスの定期便はありますが、久吉地区はいままでバスが行っていなかったわけでありまして。ですから、そのことも考えながら、今後ともバス会社との運行をどういうふうにするかっていう協議が必要でありますし、この協議をしながら前向きに検討してまいりたいなというふうに思っています。

○議長
○8番
(山田忠利議員)

山田議員。

前向きに検討するという心強い答弁をいただき、本当にありがとうございました。地域の活性、そして地域の住民のためにぜひ実現されますことを重ねてお願いし、私の一般質問といたします。ありがとうございました。

○議長

8番、山田忠利議員の一般質問は終了しました。

10時45分まで休憩とします。

午前10時32分 休憩
午前10時45分 再開

○議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

第7席、1番、工藤貴弘議員の一般質問を許します。

工藤貴弘議員の一般質問の方法は、一問一答方式です。

工藤貴弘議員の一般質問を許可します。

工藤貴弘議員、質問席へ移動願います。

(工藤貴弘議員、質問席へ移動)

○1番

(工藤貴弘議員)

ただいま議長より発言を許されました、第7席、議席番号1番、誠心会の工藤貴弘でございます。通告に従いまして、一問一答方式にて質問させていただきます。

最初に、いわゆる「SNSいじめ」の現状と対策についてであります。

つい今し方、山田議員もいじめ問題について質問されましたが、私もまたいじめ問題について、山田議員とは少し角度を変えて質問させていただきます。

本年3月、内閣府が満10歳から満17歳の青少年とその保護者を対象に調査した「平成27年度青少年のインターネット利用環境状況実態調査」によると、昨年度のスマートフォン・携帯電話の所有・利用率は、小学生が50.2%、中学生が60.9%であることが明らかとなりました。それから5年さかのぼる平成22年度との比較では、小学生が20.9%、中学生が49.3%でありますので、小・中学生の間にもスマートフォン・携帯電話が年々身近なものになってきていることが推察できます。また、スマートフォンの所持・利用率は小・中ともに急速な上昇傾向にあり、とりわけ中学生においては、平成22年度では1.3%であったものが、昨年度では45.8%にまで爆発的にその数値を伸ばしているところであります。

さらに、青少年のインターネットの利用状況については、昨年度ではスマートフォンやパソコン、あるいはゲーム機等のいずれかの機器を使って79.7%が利用しており、そのうち小学生では61.3%、中学生では80.3%とあります。加えて、それらインターネットを利用する機器の中では、スマートフォンの利用率が群を抜いて高く、46.2%となっております。

インターネットの利用内容についても調査しており、特にスマートフォンを活用した場合は、小学生は上位からゲーム72.9%、動画視聴53.5%、コミュニケーション43.9%、中学生では一転してコミュニケーションが80.3%、ゲーム73.2%、動画視聴71.2%、ちなみに高校生もコミュニケーションが92%と、続く2位となる音楽視聴80%を大きく離し、年齢が高くなるにつれて、インターネットの利用目的としてコミュニケーションが上昇してきております。ここでのコミュニケーションとは具体的にはLINE、フェイスブックといったSNSの利用を指しております。さらに注目したいのは、スマートフォン以外の情報機器ではコミュニケーション目的のネット利用の数値は、小・中・高すべての学校種でスマートフォンを利用した場合より大幅に低下している点であります。

以上のデータのもととなる報告書はあくまで実態調査でありますので、因果関係等についての考察等はありません。ですので、これは私の私見になるのですが、SNSというのが、その自己表現による他者との交流というツールとしての性質上、多機能かつ携帯性に優れたスマートフォンとの親和性は極めて高いものと考え次第です。心身ともに成長途上にある10代が、いつでも、どこでも、だれとでもつながるために、SNSとスマートフォンを利活用するのは当然の帰結であるとも考えるところです。

さて、前置きが長くなりましたが、以上のような考え方をベースに、いわゆる「SNSいじめ」の現状と対策についてただしてまいります。

近年、中・高生を中心に、SNSの使用に端を発するいわゆる「SNSいじめ」の問題が全国的に増加しております。中には、長期間の不登校や、最悪の場合にはみずからの命を絶つという重大事態につながる事案もマスコミ等で大きく報じられているところでもあります。申し上げるまでもなく、この「SNSいじめ」は、その性質上、SNSを利用しなければ当然発生しえない事案であります。

私は、前述した考えに基づき、すべてではないにせよ、青少年のインターネットの利用内容とその情報機器の利用状況から、「SNSいじめ」にはスマートフォン・携帯電話の所持に一定の相関関係があるのではないかと考えるところではありますが、そこで、当市の児童・生徒のスマートフォン・携帯電話の所持状況と利用内容についてお知らせください。また、学校ではどのように所持状況と利用内容について把握しているのかも併せてお知らせください。

次に、市内でのいわゆる「SNSいじめ」の実態についてお尋ねいたします。

ネットに係るいじめの温床として、かつて学校裏サイトという学校の非公式掲示板が社会問題になったことがありました。そこでは、匿名の利用者が特定の児童生徒、教員、あるいは保護者の住所や電話番号等の個人情報や、根も葉もない噂、誹謗中傷を不特定多数の人間が閲覧できる状態にあり、その書き込み内容からいじめにつながる事案も数多く発生し、最盛期には、文部科学省の調査によると全国に少なくとも3万8,000件存在すると発表されました。ただし、この学校裏サイトは公開型のことを指すので、第三者による発見も比較的容易であり、それゆえに被害の拡大も懸念されたところではありますが、当該の書き込みの削除や掲示板そのものの閉鎖につながりやすかったという記憶がございます。

ところが、この「SNSいじめ」の場合、第三者の発見は学校裏サイトのように容易ではございません。例えば、LINEの機能の一つであるグループトーク内でのやりとりは、原則として当事者のみしか知り得ることができません。被害者の児童・生徒が保護者や教員に相談することができれば、問題解決の糸口を見出すことができるのですが、現実としてだれに相談することもできず、自分で一人問題を抱え苦しみ、みずからの命

を絶つ事例が多数存在するように、傷つきに傷つき抜いた被害者の心理としては、そのことが一番勇気の必要なことではないかと想像するところです。もちろん、相談しやすい環境づくりが大切であるのですが、第三者がいじめの有無に気づきにくい背景を踏まえつつ、本市では現時点で「SNSいじめ」は発生しているのかお知らせください。仮に発生しているとなれば、その件数と具体的にどのような事案であるのか、併せてお示しください。

最後に、情報モラル教育についてお尋ねいたします。

「SNSいじめ」はその性質上、保護者や教員といった第三者の目の届きにくいところで発生していることは先ほどの項目でも触れました。では、どのようにして「SNSいじめ」を防ぐのか。スマートフォンの使用やSNSの利用を禁止することによって防ぐという方法は、むしろ現実的ではありませんし、産まれた時からインターネットが存在していて、物心のつく前からその利益を享受してきたいまの子どもたちにとって、そのような方法は摂理に反するでしょうから、今後ますます児童・生徒のスマートフォンの所持とSNSの利用の増加が見込まれる状況にあたっては、その具体的な危険性や適正な活用法を学ぶ情報モラル教育を充実させ、SNSによるいじめを未然に防止することが適正であるかと考えるところです。

そこで、学校としては、当事者である児童・生徒はもとよりその保護者に対しても、これまでに具体的にどのような取り組みを行っているのか、お知らせください。以上です。

教育長、答弁願います。

まず、市内小・中学校の携帯電話等の所持並びにSNS利用状況についてお答えいたします。

本市では、市内全小・中学校に対し、情報端末に関するアンケートを実施しており、各学校でも自校の実態を把握しております。

平成28年度のスマートフォンや携帯電話の所持率は、小学校全体で約7%、1年生が約1%で、学年が進むにつれて所持率が上がり、6年生では約13%になっております。また、中学校全体では約23%、1年生が約21%で、同じく学年が進むにつれて所持率が上がり、3年生では約25%になっております。ネット接続可能なゲーム機の所有も含めると、小学校2年生になると50%以上の者が所持し、中学生になると約80%の者が所持しております。

主な使い方については、ゲーム利用が大半を占めますが、SNS利用やネット閲覧は小学校では約12%、中学校では約44%が利用している現状にあります。また、使用時間については、1日2時間以上が小学校では約10%、中学校では約30%となっております。

次に、市内でのいわゆるSNSによるいじめについてですが、小学校では平成27年度1件、今年度は0件、中学校では平成27年度3件、今年度1件の報告があり、現在のところ、報告のあった事案につきましては、いじ

○議長
○教育長
(柴田正人)

めが解消した報告を受けております。そのいじめの内容としては、悪口・暴言等、他人への誹謗中傷や仲間外れなどであります。

このような事案に対して、各学校においてはSNSの情報把握に努め、把握し次第、いじめ解消に向け児童生徒に指導しております。

続きまして、情報モラル教育についてお答えいたします。

各校では、総合的な学習の時間、全校集会等におきまして、情報端末の使い方やSNSの危険性について指導するとともに、黒石警察署や人権擁護委員会などから外部講師を招き、情報モラル教室を開催しております。

また、保護者に対しては、この子どもが学ぶ情報モラル教室への参加を呼びかけるほか、フィルタリングや家庭内ルールづくりなど、保護者向けの内容に特化した講座も開催しております。

地域に対しましては、学校だより等を通しまして、子どもの見守りをお願いするとともに情報モラル意識の高揚が図られるよう努めております。以上でございます。

○議長

1番、工藤議員。

○1番

(工藤貴弘議員)

はい、御答弁ありがとうございました。小・中学生のスマホあるいはネット接続ができるゲームの所有率、全国の調査に比べると低いということでもありますけれども、また、SNSの利用についても小学生が12%、あ、SNS、ゲーム等については、インターネット利用については小学生が12%、中学生が44%という状況ということでした。

そこで、①について再質問させていただきます。

このSNSの利用状況について、市教委ではどのように分析しているのかお知らせください。

○議長

教育長。

○教育長

(柴田正人)

お答えをいたします。コミュニケーションツールとしてのニーズの向上や新しいゲームの開発、保護者による子どもの安否確認目的などから、今後もスマートフォン所持率は上昇し、これに伴いSNS利用率も高まるものと予想しております。このような中、SNSの中にはいじめ等に係る書き込みがあっても、直ちにその内容を外部から確認することができないものがあることから、子どもたち自身のモラルの向上が欠かせないものと考えております。以上でございます。

○議長

1番、工藤議員。

○1番

(工藤貴弘議員)

では、続いて②の項目について再質問させていただきます。

市内のほうでも昨年度、そして今年度もSNSに関するいじめがあったということで、それもすべて現時点では解消されていると。

近年、まことに残念なことに、県内でも「SNSいじめ」によってみずからの命を絶つという重大事態が複数発生しております。いずれも市外で起きたことではありますが、被害者の方と同年代のお子さんを育てている保護者の方はもとより、多くの市民の方も胸を痛めたことだろうと想像します。また、このことは市内の教育関係者の皆さんも同じであるかと思

○議長
○教育長
(柴田正人)

ます。

そこで、この件を受けて、市教委として「SNSいじめ」を未然に防ぐために何らかの対応、動きは取られたのでしょうか。お知らせください。

教育長、答弁願います。

具体的な対応についてお答えいたします。「SNSいじめ」の対策チーム等は設置しておりませんが、いじめの報告があったときには直ちに、教育委員会指導課指導主事等を中心に、いじめ解消に向けた対応に取り組んでおります。

また、今年2月、議会の承認を得て平川市いじめ防止基本方針を策定し、それに従っていじめ防止等の対策をより実効的に行うため、平川市いじめ防止対策審議会を設置したところであります。教育委員会では必要に応じてこの審議会に諮問し、助言を仰ぐこととしております。

また、青森県警と県教育委員会が実施しているネットパトロールにおきまして、本市の児童・生徒にかかわる書き込み等が発見された場合、直ちに本市に情報提供されるよう協力体制を構築しております。

○議長
○1番
(工藤貴弘議員)

1番、工藤議員。

最後に、③の再質問のほうに入らせていただきます。

先ほど、情報モラル教育について、児童・生徒、そして保護者に対して適正な教育、そして家庭内においてはそのルール策定についての助言とか、そういったことをやられているというお話でございました。

児童・生徒を中心に、そして保護者とも意識を共有するうえで、いじめ問題に関係なく、これからはSNSに対する教員の方の理解度も必要ではないかと思うところであります。そこで、教員の方は、SNSに対する理解を深めるための、例えば研修参加であるとか、あるいは個人的にSNSを使っている、そういったことをされているのでしょうか。お知らせください。

○議長
○教育長
(柴田正人)

教育長。

各小・中学校で開催しております情報モラル教室は、教員にとってもネットトラブルの現状など最新の情報を得る研修の機会にもなっております。生徒指導を担当する教員がメンバーとなっている、本市の生徒指導推進協議会におきましても、情報モラル教育に関する研修会を実施しております。また、県総合学校教育センターにおいても情報モラル教育に関する講座を開催しており、教育委員会では、市内全教職員に積極的にこの講座に参加するよう呼びかけております。以上です。

○議長
○1番
(工藤貴弘議員)

1番、工藤議員。

いま、こうした質問をさせていただいたのもですね、このSNSとかインターネットに関すること、いわゆるネット専門用語というんでしょうか、あるいは隠語と言ったほうがいいんでしょうか。ちょっと特殊な言葉、専門用語、単語というものが、よく利用者の中で使われているのかなと思っています。ですので、そういった教員の方がSNS等に対する理

解を深めることでささいな、何ですかね、ちょっとした言葉、単語ということに気づいて、それがいじめの早期発見につながるのではないかと思います。こうした質問をさせていただきました。

そして、東京都の教育委員会では、昨年「SNS東京ルール」というものを策定し、本年はそのルールに則った情報モラル教育補助教材である「SNS東京ノート」というものを都内公立小・中学校の児童・生徒に配布しているとのことであります。

この「SNS東京ルール」は、児童・生徒がSNSによるいじめやトラブル、ひいては犯罪に巻き込まれないためのルールであって、現実として子どもたちがスマートフォンやSNSと切り離せないこうした世の中にあって、適正な知識と意識を醸成させることを目的にしていると。当市でも、この「SNS東京ルール」のような、いじめ対策等に資するルールを策定するお考えがあるのかお知らせください。

- 議長
- 教育長
(柴田正人)

教育長。

SNSの使用等につきまして、教育委員会としてのルール策定は現在のところ考えておりません。各校に対しまして、情報モラル教育の充実やSNSの使用に係る家庭でのルールづくりなど、児童・生徒・保護者への意識啓発を図るよう指導しております。さらに、教育委員会では今後、SNS等に係るトラブルに巻き込まれないよう、新たに市内小・中学校に家庭用のリーフレットを作成、配布し、トラブルの未然防止につなげたいというふうにして考えています。以上です。

- 議長
- 1番
(工藤貴弘議員)

1番、工藤議員。

新たに子どもたちがSNS等のトラブルに巻き込まれないためのリーフレットを配布するというごさいました。やはりいじめというのは、SNSに限らず未然に防止していくということが、先ほど山田議員もおっしゃられていたかと思うんですけれども、一番大事なことではないのかなと思っております。いじめに軽い、重いという尺度というのは存在しません。そして、どのたぐいのいじめも被害者の心身と人権をじゅうりんする最低最悪な行為であることを、すべての人間が認識しなければならないと考えるところであります。だからこそ、根絶に向けて、我々大人が力強く動き出して、地域や教員、そして家庭を含めてでございますけれども、いたしていかなければならないと考えております。すべてのいじめの問題が解決に至り被害者に笑顔が戻るように、さまざまな局面で今後とも尽力していくことをお誓い申し上げ、この項目の質問を終わります。

次に、情報システムのクラウド化についてであります。

まず、市の情報システムの現状についてお尋ねいたします。

マイナンバー法施行によって、自治体では改修すべき業務システムが多々生じたことではないかと思うのですが、当市ではどのような情報をどのような形で管理しているのでしょうか。また、その情報を管理・運用するために、年間あたりどの程度のコストがかかっているのかお示しください。

さらに、住基情報あるいは税情報等の、市民の個人情報に深くかかわるこうした情報資産の取り扱いにあたって、不正アクセスや外部からのサイバー攻撃等に対し、ネットワーク上のセキュリティ対策はどのように実施されているかも併せてお知らせください。

②のクラウドシステムの導入について、お尋ねいたします。

近年、国も行政システムのクラウド化、とりわけ自治体クラウド化に関する取り組みを強く推進しているかと思われます。全国的にも、そして近隣市町村においても、行政のクラウド化が進んでいるなという認識でございます。そこで、当市においてもクラウド化を検討しているのか、まずお尋ねいたします。

また、クラウド化した場合、それに係るコスト並びに技術・物理両方のセキュリティ面でのメリットとデメリット、さらに、単独での導入となるのか、あるいは共同での導入となるのかお知らせください。以上です。

市長、答弁願います。

市の情報システムの現状についてでありますけれども、住基台帳をはじめ個人情報などの重要な情報は、セキュリティ強度の高い閉じられた環境の中でのみの運用となっております。また、管理ソフトで24時間監視し、不正アクセスや外部からのサイバー攻撃による情報漏えいなどのセキュリティ事故がないよう運用・管理しております。年間コストに関しましては、平成28年度予算ベースで約1,900万円となっております。

セキュリティ対策につきましては、国、県の指導に基づき、個人番号を取り扱う業務とメールやウェブ閲覧など情報を取り扱う業務のネットワークを分離するなど、その対策には万全を期している状況であります。

次に、クラウドシステムの導入についてであります。

市では、平成31年度のシステム改修に合わせて県、事業者が行う自治体クラウド勉強会へ参加するなど、クラウド化への検討を行っております。

クラウド化した場合のコスト等詳細につきましては、担当部長より答弁いたします。私からは以上であります。

総務部長。

私からは、クラウド化した場合のコストと、セキュリティ面でのメリット、デメリット及び、単独及び共同での導入となるかの御質問についてお答えいたします。

まず、コスト面の比較ですけれども、現在市が運用しているものと同様のサーバを市役所内に置く方式を提案する事業者は、現在ほとんどありません。クラウド型が一般的となっております、費用比較ができない状況でございます。

次に、クラウド化した場合のセキュリティ面でのメリットですが、データをクラウド基盤に退避でき、サーバの故障時にはすぐに他のサーバに移され、24時間の監視体制で耐震性にも優れていることから、安全性も担保できます。デメリットとしては、クラウド型はインターネット回線に依存

○議長

○市長

(長尾忠行)

○議長

○総務部長

(齋藤久世志)

する仕組みと言うこともあり、災害などで通信インフラに甚大な被害があった場合は、復旧までの間は業務不能となる可能性がございます。

最後に、クラウドを導入する場合の運用形態についてですが、スケールメリットを考えれば他市町村との共同クラウド化となりますが、今後、費用額、運用面等において総合的に判断したいと考えてございます。以上です。

○議長

○1番

(工藤貴弘議員)

1番、工藤議員。

①の市の情報システムの現状について、再質問いたします。

現状として、市の情報システムサーバ等の物理的なセキュリティの対策はどのようになっているのか。例えば、平川市を震源とするきわめて局所的な地震、大きな地震が発生した場合など大規模な災害が発生した場合、物理的にデータが消失する可能性というものはあるのかどうか、お尋ねいたします。

また、震災等の災害によって物理的にデータが消失した場合には、その復旧に至るまでの期間とコスト、そして他の業務への支障がどの程度生じるのか、併せてお知らせください。

○議長

○総務部長

(齋藤久世志)

総務部長。

工藤議員の御質問にお答えいたします。現在、すべての電子データが本庁の電算室に設置されているサーバに保管されていますので、地震や火災等の災害によりサーバそのものが被災した場合は、バックアップデータを含むそれら全データが消失する可能性がございます。

全データが消失した場合の復旧作業は、データ入力作業だけで18か月程度を要し、業務系システムのサーバ等の調達と設定費用だけで約2,000万円かかると思われれます。また、他業務への支障についてでございますが、それぞれの業務において、現在あります紙ベースの台帳を利用するの事務が必要になりますので、このことから市民サービスが遅れるなどの甚大な影響を及ぼすことが予想されてございます。

当市での不測の事態への対策としては、民間が保有するデータセンターへ、日々のデータバックアップなどを行うクラウドサービス等を利用して、外部への情報資産の退避を検討することとしてございます。以上です。

○議長

○1番

(工藤貴弘議員)

1番、工藤議員。

実際に起こるか起こらないかはわかりませんが、そうした大規模災害のときには市民の重要な情報等が、全データが消失する可能性がある。そしてまた、その復旧にも18か月、そして莫大なコストもかかる。そして、日々の業務にも、紙ベースでの作業ということで大変住民に対して不便というものが生じてくると。そうした中で、データサーバセンター等にバックアップとしてデータを移設する。そういった考え方をされているというふうに認識させていただきました。

要するに、クラウド化の導入というのがもう目前に来ていて、あるいはそして不可避なんではないかなと考えるところではありますが、先ほど御答

弁にもありましたとおり、単独式でやる場合の業者と言ったらいいんでしょうか、そういったものが少ないということなので、自治体共同でやる業者さんの比較、金額とかシステムの内容だとかそういった比較ができないで、前に進むことができないのではないかなど、そういうふう考えているところでもあります。

そうした検討段階にあるということでもありますので、こうした質問というのが適当であるかはちょっと自分でわからないところがあるんですが、仮にいずれかは共同型の自治体クラウド、参入するとなれば、さまざまな団体が自治体クラウドというのは創出、設置しているわけでもありますけれども、仮に自治体クラウド参入となればどこの団体と、例えば近隣であれば弘前市、西目屋村、大鰐町、田舎館村で自治体クラウドをつくって使っているところもありますけれども、どことやるかというふうなことです。もしお答えできるのであればお知らせください。あるいは、そういった近隣市町村とやるのか、クラウド化でやるので全然遠くのところでもいいわけなんですけれども、いわゆるそのシステム的に似たようなところがあれば、福祉とかそういうものであれば平川市はちょっと特殊なところありますけれども、それによってシステムのコストが、さらに開発コストとかそういうものがかかると思うんですが、どういったところとやりたい意向なのか。具体名とかまだ全然あれだとは思いますが、お知らせください。

○議長

○総務部長
(齋藤久世志)

総務部長。

クラウドを検討するにあたって、どこのクラウドと共同の考えがあるのかというふうな御質問かと思いますが、御承知のとおり、先ほど議員おっしゃいました弘前市、大鰐町、西目屋村、田舎館村が参加する弘前地区電算共同化推進協議会の自治体クラウドもございます。また、県内ではその他町村が参加しているものもございます。具体的にはまだ検討段階でございまして、当市では今後、平成29年度までに検討を重ねて、どこのクラウドと一緒にやるのかを含めて最善の判断をしていきたいというふうにございます。

○議長

○1番
(工藤貴弘議員)

1番、工藤議員。

御答弁ありがとうございました。いずれにしても、市民の皆さんの不便にならないようにして、一般的な考え方として、自治体クラウド導入すれば複数の自治体で共同でやるわけですから、参加した分でコストというものを分割する。実際的にはさまざまなシステムがあるので、実際そのとおりの分割になるかはわかりませんが、そうした財政の健全な運営に資するような形でクラウド化の導入、検討していただければと思います。

次の質問に移ります。市の魅力発信等についてであります。

皆さん御承知のとおり、我が国は急速な人口減少社会に突入しており、その衰退が危ぶまれているところでございます。平川市においても、社人研の推計に準じますと2060年には現在の人口の半分以下であるおよそ1万5,000人程度まで減少することが推計されております。そこで、市ではこれ

に抗うべく人口ビジョン、総合戦略を策定し、職員の方々は日々腐心されているところでもあります。

こうした人口減少、少子高齢化の厳しい社会情勢の中を生き抜いていくうえで、今後は内外に市の魅力を効果的に発信することが、活力ある平川市の実現のために重要になってくるものと考え次第です。

そこで、質問に移ります。市として、県内外の自治体よりもここが優れていると考える、あるいはこれぞ平川市であるという魅力はどのようなものであるとらえているのかお示してください。併せて、その発信方法についてもお尋ねいたします。当市の内外への魅力の発信は、どのように実施されているのでしょうか。インターネット、広報誌、あるいはトップセールス等さまざまなものが考えられますが、それぞれ具体的にお知らせください。また、その効果と評価についてもお答えください。

次に、②の人口減少対策に資する取り組みについてであります。人口減少対策について、市としてもこれまでさまざまな事業に取り込んでこられたかと思いますが、ここで再確認の意味を含めまして、現在、主だったものでどのような事業を実施されているのでしょうか。また、それらの事業の効果や、そして評価についてお示してください。

③児童・生徒の郷土愛と地元に対する誇りの育成・醸成について質問いたします。

教育委員会では「わたしたちの平川市」と題する小学3年生・4年生を対象とした社会科副読本を発行し、市のあらまし、暮らし、仕事、そして歴史と文化、さらには郷土発展に尽力してきた偉人等について学習するために活用しているようでございます。

実際にそうした授業を見学したわけではありませんし、何かそういった保護者の方からお話を聞いたこともありませんので、具体的にどのように利活用しているかは定かではありませんが、これを一読した限りですね、こうしたものです。自分たちが生まれ育ったふるさとに関するさまざまな事柄について学ぶことは、自分が何者であるのかという、そうしたアイデンティティを確立していくうえで、極めて意義深いものであると考えるところです。そしてこのような取り組みは、児童・生徒の郷土に対する愛着と誇りの育成・醸成に資するものであると考えますので、これからもぜひ積極的に取り組んでいただきたいと思いますと思っております。

市の魅力の発信という大項目にあって、このような質問を取り上げさせていただいたのは、魅力というものは、既にあるものだけでなく、その地域にかかわる人たちがさらに、そして新たに創造していくものだとは私考える次第ですが、そのためには市民一人一人が地域に関するさまざまな問題意識を持つことが必要であると思うところです。そして、その問題意識を持つには、故郷に対する強い愛着の心と誇りの精神が不可欠であるのかと思うところです。いつ、どこにいても自分は平川人であるという、そのようなたぐいの心です。

○議長
○市長
(長尾忠行)

そこで、質問いたします。市教委や学校は、市内の小・中学生に郷土愛と地元に対する誇りを育成・醸成するために、副読本活用のほかにどのような取り組みを行っているのかお知らせください。以上です。

市長、答弁願います。

市の魅力発信についてお答えをいたします。

まず、現状についてであります。平川市の魅力としては、皆様も御認識、多分同じだと思いますが、まずは米とリンゴを中心とした農産物が挙げられます。近年は特に、「津軽の桃」も特産品として認知されてきております。

また、観光資源としては、夏の一大イベントであります平川ねふたまつりのほか、猿賀公園や盛美園、世界一の扇ねぶたなどが挙げられます。

市の魅力についての情報発信の方法であります。農林部門においては、トップセールスを毎年数か所で開催しております。首都圏を中心に行っていますが、昨年度は四国、九州地方でも実施しております。市内事業者と同行し、リンゴを中心とした宣伝販売を行っております。また、市内で生産された多くの商品は、ふるさと納税の答礼品として全国各地へ届けられており、高い評価をいただいております。

観光部門については、ホームページ等のインターネットの活用や、新聞やテレビ、ラジオ、マスコミに取り上げていただくことでの発信を行っております。また、昨年度、観光や特産品、移住をテーマとした平川市のプロモーションビデオを製作し、インターネットの動画サイトや移住関連のホームページなどで公開しております。

情報発信の効果ですが、ふるさと納税については、昨日現在で今年度に関しては8,372名の方から御寄附をいただき、うち約3割の方が昨年度も納税していただいたリピーターであります。こちらの方々には、平川市を認知していただいたものと考えております。

ふるさと納税以外の情報発信の効果と評価については、なかなか数値で示すことができませんが、トップセールスの際のお客様や平川ねふたまつりに来ていただいた観光客の皆様からは満足の声をいただいております。私も大変励みになっております。

しかしながら、これまでの市外への情報発信については、戦略的に十分実施されてきたとは言えないと考えております。平川市自体の認知度はまだまだ低く、今後は認知度アップとイメージアップについて、さらなる強化拡充をしていく必要があるものと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

次に、人口減少対策に資する取り組みについてであります。

人口減少対策に取り組んでいる事業のひとつとして、すこやか住宅支援補助金があります。この事業は、昨年度まで子育て世帯を対象とした子育て住宅支援補助金事業を、市外からの移住者も対象とした事業として拡充したものであります。11月末現在での申請申込世帯数と人数は、今年度47

世帯、193人であります。そのうち、移住世帯に限定すると20世帯、59人で、県外からの移住した1世帯4人が含まれております。また、20世帯のうち半分の10世帯が子育て世帯でもあり、15歳未満の子どもは18人で、移住・子育て対策の一助になっていると思います。

このほか、第2子以降保育料等無料化事業やこども医療費給付事業などの子育て支援が決め手となり、平川市に移住されたとの声も伺っております。私からは以上であります。

○議長
○教育長
(柴田正人)

教育長、答弁願います。

児童・生徒の郷土愛と地元に対する誇りの育成・醸成についてお答えいたします。

平川市の魅力を発信していくためには、平川市に住む子どもたちに故郷のすばらしさを伝え、郷土愛と地元に対する誇りを育成・醸成していくことが大切であると考えております。

このため小学校では、米やリンゴづくり等の達人をゲストティーチャーとして招き、平川市の食と産業、文化や伝統行事等について学習しております。また中学校では、地元企業の職場体験や見学等を通して地域産業への理解を深めております。こうした地域の方々との交流は、ふるさとへの愛着を深める学習の機会となっております。

また、教育委員会では、平川市子ども議会や生徒会サミットを開催し、郷土愛と地元に対する誇りを育成することに取り組んでいます。とりわけ、子ども議会では、子どもたちがふるさとのよさに気づき、住みよいまちづくりを目指して市の課題や施策について話し合い、問題意識を持ち、市民の一員としてなすべきことを見出し、実践していくよう指導しております。

今後とも、平川市のすばらしさを早い時期から学ぶことを通して、次代を担うリーダーを育成するとともに、地元へ愛着を持ちふるさとを愛する心を育てまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長
○1番
(工藤貴弘議員)

1番、工藤議員。

御答弁ありがとうございました。当市の魅力は米とリンゴ、そして桃を含めた農産物、さらには平川ねぶたまつり、猿賀公園、猿賀神社も含めて。そして盛美園、世界一の扇ねぶた。ここにぜひ温泉も付け加えてほしいなと思うところでありますが、さまざまな形で市の魅力を発信されているということもまた併せて理解したところであります。インターネット、特にまた出てきますがSNSを活用した発信について再質問したいと思います。

近年、個人や企業のみならず、多くの中央官庁、地方公共団体がフェイスブックやツイッター等のSNSを活用し、さまざまな情報を発信しております。当市では、防災情報をツイッターで発信し、観光情報を市の観光キャラクターでもあるヤーヤくんがツイッターとフェイスブックで発信しているところであります。

公共団体等がSNSを使用する利点として、情報の即時性、そしてシェアやリツイートされることで平川市をフォローしていない人であっても間

接的に平川市の情報を得ることができる拡散性、住民や市に興味を持っている方の意見をダイレクトに受け取れる双方向性、そして無料のアカウント登録を行えばすぐにでも使用できる低コスト性ということが挙げられるかと思います。

こうした利点を踏まえながら、防災情報や、ヤーヤくんが必死になって発信しております観光情報、こうしたことも大事、大切であるんですが、例えば行政からのお知らせであるとか、地域のイベントや市のさまざまな大会や講演、あるいは市長の視察等の日々の活動や、あるいは市長に対する市内の方々、あるいは企業、そういった方々ですね表敬訪問等の、市にかかわるあらゆる情報を発信する総合的なSNSの活用法があってもいいのではないかと考えるのですが、これについて御見解をお示してください。

市長、答弁願います。

議員御指摘のSNSを利用したの情報発信でございますが、他の自治体の状況を見ましても、フェイスブックやツイッターなどSNSを活用した積極的な情報発信をしている自治体が多く見られます。現在、SNSは広く浸透し、多くの方にも利用されております。当市では現在、市のホームページ等を開きますと、議員御指摘の市長の部屋とかさまざま、市の現在の行事の日程とか状況とか、過去のは絵で、絵って言いますか写真等でこう見ることはできますが、それに関しましても、ほかにこのSNSの活用というのは非常に大事だというふうに思います。ですから、その効果的な情報発信を行うためのSNSの活用を今後進めてまいりたいと思いますので、議員の御指摘を参考にさせていただきたいと思います。

1番、工藤議員。

ぜひとも、市の情報発信についてSNSの御活用を検討していただきたいと思います。今後は、台中市との関係も深くなっていくと思いますので、台中市の方が平川市の情報を得るために、台湾語と言っていいんでしょうか、そうした台湾の方が使われる言語にも対応したようなSNSの活用も御検討されてはと思います。

②の再質問に移ります。今後の人口減少対策の一つとして、自然増だけではなく、今般、友好交流協定を締結するに至った台湾の台中市もまた、新たにターゲットに見据えた国内外からの移住・定住促進が重要となってくると考えるところです。

県内であれば、当市は東洋経済新聞社が評価する「住みよさランキング」において、今年も県内では1位、北海道・東北地域では昨年よりランクを1つ上げて6位、また、第2子以降の、先ほどの市長答弁にもございましたが保育料無償化等の子育てしやすい住環境等々と、私の友人知人にも「結婚して家を建てて暮らすなら平川市もいいかもね」と、そういう声をしばしば耳にするところであります。人口流入の実態の詳細は把握しておりませんので不正確であるかもしれませんが、こうした声は一口に県内といっても経済、観光、教育等の結びつきの強い近隣市町村のほうから聞こえる

○議長

○市長

(長尾忠行)

○議長

○1番

(工藤貴弘議員)

ところでございます。近隣の方であればこそ、当市の存在はもちろん知っているわけですし、それゆえに、市勢情報についてもさまざまな方面から得ることができると思います。県外の方に移住してもらうにあたっては、そのPRの仕方というのが、今後極めて重要になってくるのではないかと思います。そもそも、市としての市の知名度向上の方策がまずは不可欠でありますし、いま全国の自治体では知恵を絞って移住促進に注力しているわけですから、そこには地域間競争による、ここでも、あるいは県外とか含めてもですね、パイの奪い合いというものが自然生じてくるのではないかと。県外の方から移住先として選ばれる自治体であるために、数多くある地域の魅力の中から厳選に厳選を重ね、そしてターゲットとなる移住者の層を絞った効果的なPRが必要になってくるのではないかと考えるところです。

そうしたことを踏まえながら質問いたします。12月18日、東京都において、県と県内全市町村で創立した「あおもり移住・交流推進協議会」が主催する、移住促進を目的とした「青森暮らしセミナー」の第4回がありまして、当市はそのセミナーに初めて参加することですが、どのように市をPRして、首都圏の方あるいはUターンとかIターンとかあるかもしれませんが、移住につなげていくのかお知らせください。

○議長

○市長

(長尾忠行)

市長。

工藤議員の再質問にお答えをいたします。県と県内全市町村、民間事業者や団体等で構成する「あおもり移住・交流推進協議会」では、首都圏での情報発信強化事業として合同移住相談会「青森暮らしセミナー」を開催しており、今年度においては計4回開催することになっております。

セミナーの内容は2部構成になっており、第1部が参加する市町村からのPRタイムとなっております。また、第2部は移住に関する個別相談会となっております、出展市町村が個別ブースを設け、移住相談をお受けいたします。

当市は、今月開催される「第4回青森暮らしセミナー」に初めて参加し、尾上地域への移住者、いわゆるIターン者による体験談と市の担当者による平川市の特徴や暮らしの魅力についてPRをします。

工藤議員から「どのようにこうPRして、移住につなげる市のPR活動を行うのか」という御質問であります。まずは、平川市の認知度を高めることが第一であると考えております。平川市は誕生して10年を迎えた新しい市であることから、平川市の位置や特徴を知っていただくほか、議員御指摘の、東洋経済新報社の「住みよさランキング2016」において、北海道・東北ブロックで第6位、青森県では第1位となったことなど、住みよさを前面に出したPRを行ってまいります。

また、移住者による体験談は、よい面も不安な点も含めて、移住者の言葉でストレートに伝えることにより、強い説得力でPRを行います。このような、首都圏によるPRの場所ときっかけをつくりながら、実際に受け

入れる際の住居環境などのハード整備や地域住民の受入態勢や暮らしのサポートなどのソフト支援を進めてまいりたいと考えております。

○議長
○1番
(工藤貴弘議員)

1番……。
工藤貴弘です。

○議長
○1番
(工藤貴弘議員)

失礼いたしました。1番、工藤議員。
はい。ぜひともこういった機会をですね、大事にさせていただいて、担当される職員の方わかりませんが、精一杯平川市のいいところアピールしていただきたいと、そして移住につなげていただきたいと思うところ
であります。

先ほど市長のほうからも、平川市はまずその認知度の向上が必要であるというふうなお話も伺いさせていただきました。人口減少、少子高齢社会の突入によって地域の経済、活力の低下が危惧される中で、今後も活力ある平川市の維持増進、そして持続的な発展を可能とするために、市民はもとより市外の方々、あるいは企業、各種団体から選ばれる地域となるための効果的な市の魅力発信の方法を模索していかなければならないと思えます。これには、やはり市の知名度という問題も深くかかわってくると思えます。

そこで、近年、シティプロモーションという取り組みに乗り出す自治体が全国各地で増加しつつありますが、このように市の魅力発信の強化、拡充に特化した、戦略性のある専門的なチーム、あるいは協議会等の設置する考えはあるのでしょうか。お知らせください。

○議長
○市長
(長尾忠行)

市長、答弁願います。
議員御指摘のとおり、平川市の認知度というのは本当に全国的には低いというふうに感じております。先般、バイオマス産業都市の選定のときも選考の委員の方から、平川市はどこにあるのかというふうな話をいただいたこともありまして、もっともこの平川市という存在を全国に発信していかなければならないと思っております。

シティプロモーションについては、市民一人一人の平川市への愛着心と誇りを一層醸成していけるよう、市外のみならず市内への情報発信も合わせて行う必要があるものと考えております。市民と共感できる価値観を市外へ発信し、消費者や来訪者へ興味をもってもらっていただくことを目標に取り組むべきものと認識をしております。従いまして、議員御指摘のシティプロモーションにつきましても、来年度から積極的に取り組んでまいりたいと考えております。また、取り組みを推進するための体制については、来年度以降の組織の中で検討を進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長
○1番
(工藤貴弘議員)

1番、工藤議員。
御答弁ありがとうございました。ぜひともそうしたシティプロモーション等、戦略的に市の魅力を内外に発信する組織というものの形成の検討を

強くお願いして、平川市が燦然と輝く市であることを、私のほうからもその手助けをしたいですし、そうなってほしいなと強く思うところ、そういった所感を述べさせていただきまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長

1番、工藤貴弘議員の一般質問は終了いたしました。
昼食等のために、13時まで休憩といたします。

午前11時45分 休憩

午後1時00分 再開

○議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。
第8席、17番、齋藤律子議員の一般質問を許します。
齋藤律子議員の一般質問の方法は、一問一答方式です。
齋藤律子議員の一般質問を許可します。
齋藤律子議員、質問席へ移動願います。
(齋藤律子議員、質問席へ移動)

○17番

(齋藤律子議員)

ただいま議長から一般質問の許可がありました、17番、齋藤律子です。
昨日の一般質問でも、財政や庁舎建設、長期プランなど関連する質問が多く出ました。観点が重複しないよう留意し、質問をしてみたいです。

まず最初の質問は、財政運営計画と本庁舎建設についてお尋ねをいたします。

1点目は、市長の政治姿勢についてお伺いをします。先月、11月11日、この12月議会の議案説明の日にあたりますが、11月4日の部長会議での決定を踏まえ、本庁舎建設に対し、ようやく長尾市長は方針を出しました。私はその中で、建設規模7,200平方メートル、建設費52億5,000万円につき、財政運営計画と大きく関連していくことから質問をしたいと思います。

市が示している財政運営計画は、東小学校改築事業が不採択になったことを受け、市民体育館の建設を合併特例債発行期限の対象から外して建設することになりました平成35年までの財政運営計画を示しています。

10月に東小学校改築事業が採択されたことにより、市民体育館も合併特例債発行期間内に特例債発行可能額を満額使って建設したいと思っているようです。このことから考えると、平成35年までの財政運営計画ではまことにお粗末で、その後の市民の暮らしにかかわる財政運営がどうなっていくのか大変危惧されるところです。

また、本庁舎建設の建設規模も、財政運営に大きくかかわっていきます。7,200平方メートルの根拠ですが不透明であること、人口減少や職員数の減少はどのように勘案されているのか、建設費52億5,000万円も膨らむ要素を抱えています。にぎわいを創出するとは一体何を配置しようとしているのか、健康センターの機能の中に入れてワンストップサービス、近ごろはワンフロアサービスと呼ぶようになっていますが、こうした機能を配置する

ためにどの程度の平面積になるのか、そういうことも大きくかかわっていきます。議会も、どんな議会にするのか何も決まっています。

10年後、20年後、昨日は山口議員が30年後と言いましたが、今後市民を路頭に迷わせるわけにはいきません。平川市の財政運営計画は、市民の暮らしに密着したさまざまな市民要求にこたえられるものになっているのか、まさに長尾市長の決断、政治姿勢が大きく問われるところでもあります。庁舎建設、財政運営計画は、後世に責任の持てる計画でなければならないと考えています。市長はどのような姿勢で今後臨むのか、市長の政治姿勢が問われています。時間がないと言うのなら、はっきりとした姿勢を示すことが必要ではないでしょうか。答弁をお願いします。

2点目の質問に入ります。2点目は、本庁舎建設と今後のスケジュールについてと通告しました。市議会の庁舎建設委員会に所属している私はこの質問と向き合って、自分でもどういうことなのか、いま疑念にかられています。時間がない、時間がないと押されてきた庁舎建設委員会の議論。いまここで言えることは、何が決まって、何が問題になっているのか、これからどうしていかなければいけないのか、方向性が見出せないであります。一般質問、これまでの質問でも取り上げてまいりましたが、庁舎建設の現在の状況、旧平川診療所の杭の扱いも含めて、今後のスケジュールを示していただきます。

基本設計発注の際の入札方法、これもまだ決まってないということでこれまで答弁をしています。この機会に、この二つだけでもはっきりとした方針を示していただきたいと思えます。以上につき、答弁をお願いいたします。

○議長

市長、答弁願います。

○市長

齋藤律子議員の御質問にお答えをいたします。まず、財政運営計画と本庁舎建設についての私の政治姿勢についてであります。

(長尾忠行)

私は、市民の皆さんに選ばれた平川市の市長として、市民の生活あるいは安全・安心に責任を持ち、また、未来に対する責任もあると思っております。その考えのもとに今回この財政計画も、また本庁舎の建設計画も出させていただいております。

新市建設計画の見直しは平成27年、つまり昨年3月に行われ、これは合併特例債の発行期限が震災の影響もあり5年間延長されたことを反映し、市民の安全・安心の確保や利便性の向上等、合併特例債を有効に活用し、懸案であった各種施設整備を進めていくという見直しの考え方でした。

この考え方をもとに、庁舎等の施設整備を予定していますが、特に庁舎建設につきましては、10年後、20年後の財政運営を見据えて、事業規模を抑えた内容で方針を示しているところでもあります。また、災害などの不測の事態にも対応できるよう、さらには平成35年度以降の財政運営に不安を感じさせないよう、平成35年度末の基金残高を40億円保持するという考えのもと、財政運営計画を策定しているところでもあります。

合併特例債という有利な起債がなくなれば、普通建設事業の規模も当然抑制されると見込まれますが、今後も後世に負担を押し付けることのない、市民に不安を感じさせない財政運営を心がけてまいりたいと思っております。

次に、本庁舎建設と今後のスケジュールについてであります。

来年度基本設計を発注する準備のため、建設地の用地測量と旧平川診療所の解体工事の実施設計を進めており、どちらも来年の1月までに終了となります。

旧診療所の杭については、現在559本あることを確認しております。県の指導では、建築物解体後全量を引き抜くことが原則となっておりますが、支持地盤の安定性を損ねるようであれば、部分的に引き抜くことも可能であるとのことでもあります。したがって杭については、基本設計において本庁舎の配置計画を検討しながら、地盤の安定性を考慮したうえでその扱いを決定したいと考えております。

また、旧診療所は昭和52年に竣工している施設のため、解体前にアスベスト使用建材の調査を実施しました。その結果、外壁材及び内装材等へのアスベストの使用が確認されたため、解体時には周辺建物へ飛散しないよう安全対策等に配慮した工事を実施することとしております。

今後のスケジュールですが、今年度中に基本計画を策定し、来年度は主に基本設計、旧診療所の解体工事、地質調査を進める予定でございます。

基本設計発注の際の方式については、6月議会においても答弁したとおり、コンペ方式またはプロポーザル方式のどちらかの方法により発注することとしておりますので、それぞれのメリット、デメリットを考慮し、最適な方式により発注したいと考えております。以上です。

○議長

○17番

(齋藤律子議員)

齋藤律子議員。

はい。それでは、合併特例債の考え方が大変こう、ずれがあるのでちょっとお尋ねをいたします。

市はこれまでも、大変有利な起債だと。事業費の95%を起債できて、その7割がストレートに交付税算入される。こういう説明でした。

議員が説明を受けた32年度までの合併特例債の発行可能額149億3,840万円、発行済額、これは平成27年度まで39億4,650万円。平成28年から平成32年までのこの計画額が99億8,990万、約100億円です。これで、その予定の総額は139億3,640万円。10億200万円という額を残しての御説明でした。

合併特例債はその事業に対する起債は95%、100億円とすると95億円借りられるわけです。その7割がストレートに交付税参入されて大変有利だとかう声を、説明もそうですし、そういう声の大合唱であります。平川市は発行可能額、ほぼ全額を使い切ろうとする考えのようです。しかし、事業費の5%は一般財源を充当しなければならないし、さらに、利子分に対して一般財源の持ち出しが発生してきます。

この合併特例債、この見方が大きく異なることから合併前の、私は議論

にこう、いま立ち返っています。合併特例債はそもそも借金であると。合併特例債発行に対する地方交付税措置はあくまで償還金に充てられるものであり、これ、合併前に私は学んだことです。その分は除外して財政シミュレーションをする。こういう議論に、私はとても記憶に残っているんです。財政シミュレーションは、合併後25年までは必要である。その合併前の議論です。なぜ、10年間の推計では正確を期せないのかと言いますと、合併によるさまざまな優遇措置は、合併することによって地方交付税の激減を一時的に緩和するために手当てされて、さらにその合併特例債は、借金を増やし財政危機を広げるものであることを長期の目で考える必要があるから、こういう議論に出会っています、合併前。そう考えると、この有利だ有利だ、満額を発行しようとしていることに対して、大変こう心配をするわけです。ですから、平川市のシミュレーションは平成35年まで、このことを考えると、さらに今後どうなっていくことか、この推計を出さなければいけないと思うんですがどうでしょうか、市長。

○議長

○市長

(長尾忠行)

市長、答弁願います。

皆さんに、多分9月6日付での議員説明のときに合併特例債の話を見せていただいたというふうに思っております。その中での現在の基金高、平成27年度で86億9,700万余り、平成28年度で91億3,253万余りという数字を出させていただいております。そして、新市計画を進めていく中であって、平成35年度で41億4,000万余りの基金残高があるんだと、できるんだと。そういうふうなことの中での、今回の建設に関する説明であります。

ただ、合併特例債に関しましては議員御指摘のとおり、限度額を、このまま新市建設事業を進めていくと超えてしまうということで、合併特例債に関しては先ほど議員が御指摘のとおり、平賀東小学校改築事案、これが春には不採択になりましたけれど、これが採択になるという予定のもと、また、新体育館については、特例債の枠から外してまずは今回は検討してみるということでのこのシミュレーションの提示でありますので、その辺のところの御理解をいただいているものとは思っております。

ただ、財政に非常にこう御不安をお持ちのようですが、昨日、山口議員のほうからも、合併当初の20億にわたる基金だけは残してほしいということでもありますけれど、基本的には私もその辺のところは確保しながら、今後の財政運営はしていきたいなというふうに思っています。特に、災害等に関しましては、平成2年でしたか3年のあの台風被害のとき、災害復興に旧平賀町で10億円程度、旧尾上町で5億円程度の公費がかかっております。そういうことをかんがみましても、最低限その20億前後は残していかなければならないのかなというふうな考え方のもとに、今後も財政運営をしてまいりたいと思います。

いたずらに基金を積んでおくのは、将来に対する不安を解消することにはなるわけではありますが、ただ単に基金を積んでおくのみならず、将来に対する投資というものをいまのうちにしていくことが必要であるとい

- 議長
- 17番
(齋藤律子議員)

うふうに考えて、このような新市計画も出させていただきましたし、事業も推進させていただいておりますので、よろしく願いいたします。

齋藤律子議員。

基金を積む。積みながらこれはやはりやっていかないと大変なことになるわけですが、いまこの合併から10年を見ても、最初大変こういろいろな事業費が縮小されています。積み残すために本当にもう辛抱して、やることも抑えて。その当時の職員の言葉が大変心に残っているわけですが、これは市民も職員もその血と涙と汗の結晶だ、こういうことを言っていたことを思い出します。やっぱり基金を積んでいかなきゃいけない、そういうことから、やらなければいけないことも我慢せざる、そういう雰囲気になっていたのが合併の直前のそういう状況ではなかったかといま思い出しています。

普通交付税参入につられてその借金をしていくと、そういうことでこう借金地獄に拍車をかけると。これも当時言われたことで、これは、一番最初に日本で合併した自治体に見られます。合併特例債を満額使ったために、後がとて苦しくなっている。こういうことが目にしてきたことです。この、満額発行すると借金と大型施設の維持管理費に追われることになっていくわけですね。市民にはもちろん負担も強いることにもなるし、我慢させることにもなる。こういうことになると思うんです。

ですから、やっぱり財政シミュレーション、厳しく立てなきゃいけないということで、交付税参入分はこのシミュレーションに入れないという、こういうような、当時の財政をつかさどる、こういうその職員の話に、私こう感銘を受けているんです。

ですから、平川市でもやっぱり35年まででなくて、これから発行するわけですから、32年までが期限です、発行の。33年、4年、5年じゃなくてその後やっぱり25年に近づいた形でのシミュレーション。ほとんどこの世にはないかもしれませんが、やっぱりそういうことをちゃんと丁寧にやっていかなければ、これとても不安にかられると思います。今後やっぱりその、平川市が借金地獄に陥らないようにするためにも、市民にもこれ説明責任あります。そういうことから市長、どうでしょうか。この有利だ有利だというのがとても気になるわけですが、もう少しシミュレーションをもっと長い期間する必要があるのではないのでしょうか。答弁をお願いします。

- 議長
- 企画財政部長
(芳賀秀寿)

市長。

企画財政部長。

シミュレーションの期間を長くすべきでないかということでございますが、私ども、前に議員のほうに示しております。合併特例債が32年度までで、私どもがいまつかんでおりますのは、35年度までのいわゆる予定している事業については、一応それを入れ込んだうえで、財政計画も一応皆さんのところにお示したところでございます。32年度までは合併特例債を

○議長
○17番
(齋藤律子議員)

適用、こう可能とする事業ですけれども、それ以降の事業もみられておりますので、そこら辺も実際は見込んで、実は35年度末の、先ほど市長答弁しましたように基金残高は40億円ということでいきますと、財政サイドからもその後の財政運営について、現行の交付税制度が大幅な変更のない限りという条件は付きますけれども、それ以後も少なからず市民に不安を感じさせない財政制度、財政の担保と言いますか、そういったものはいまの段階ではできるのではないかと、そう思います。

それから、先ほど齋藤議員は、交付税参入が元金だけという話ですけども、基本的には元金と利子の合計額のうち7割ということで、償還額ですね。そういうふうな形でいまのところは制度化されております。以上です。

齋藤律子議員。

要するに、交付税参入をその財政のシミュレーションに入れないというのは、やっぱり厳しく、今後何があるかわからないということも併せての、そのやっぱり財政担当者のそういう思いだったと思います。これ、ちゃんと理論的にこういうふうに発表されているのを当時触れることがあって、いま思い出しているわけですが、合併特例債はその当時、こういうこともありました。あめではなく建設事業の促進、公共事業の奨励策であり、借金を増やす見返りの支援策である。このことがびったりとこうくるような気がします。ぜひ健全な財政運営をするためにも、長期の財政計画を立てていただくことをお願いします。

それで、2点目の質問ですが、いままでいろいろと、コンペかプロポーザル、これ1点しか聞けないかと思いますが、いろいろとこうやっぱり何が問題なのか、何をいま考えているのかということをやちゃんと示して議論していかないと。時間がない時間がない、いまの流れを見ますと市当局主導です。これはよその庁舎建設を見ますと、市民にもちゃんとワークショップやったり、どういうものを建てたらいいかとかいろいろこうやっているわけです、きめ細かく。しかし、いまのところは時間がない時間がないで押されて、市議会の庁舎建設委員会も大変苦慮しています。

市長は、コンペかプロポーザルかという入札方法ですが、いま言いましたが本庁舎建設説明資料、2016年10月21日、市議会の庁舎建設委員会に出された説明資料です。この一番最後のページに、聞いてよかったと思います。設計者選定、プロポーザルと書いて、来年度の4月、新年度ですね、から矢印が書かれています。もうプロポーザルって説明しているじゃないかと思いましたが、なんかこう歯切れが悪いので、コンペなのかプロポーザルか聞いたらこれからだと言うんですけど、これちゃんと書いてるんですよ。これ一体どういうことですか。どちらが本当ですか。これだと、プロポーザルでやりますよと言っているようなものではありませんか。私も、市長がプロポーザル方式を採用すると言ったので質問したら、まだどちらか決めてないとか、あやふやにずっと何か月も来ているので聞いてるんですよ。これがあることわかっていながら、こう質問通告したわけです。

この何ていうんですか、なんと知りませんが、とても不思議な気持ちでいます。隠すためにやっているのか、そうとしか思えないでこう来るわけですよ。これには書いていながら、今度は答弁が全然あやふや。市長、どちらが本当ですか。これこそあなたの政治姿勢が問われていることになります。私は何を信託していけばいいのでしょうか。

○議長

市長、答弁願います。

○市長

(長尾忠行)

まず、齋藤議員についてはですね、コンペ、プロポーザルのほうのことでの御質問でございましたが、先に新しい市になったとき、行政運営担当者と言いますか市役所の職員の皆さんが、非常に苦労してこの基金の積み立てを行ってきたというお話をいただきましたが、まさにそのとおりであるというふうに思います。この新市になってから10年間、職員の皆さんが、理事者もそうですけれど、努力されてここまで基金を積み上げてくれたのだというふうに思ってます。

特に合併当初は、御承知のように旧碓ヶ関地区では基金がゼロでした。尾上地区では1億円、旧平賀地区で22、3億円かな。そういう状況の中でなかなか、当時は新しいそういう建設計画を立てられずに、合併の目的である行財政改革を進めながら来た結果として、現在のような基金残高ができた。そのこと、それゆえに、しかも5年間延びたということで、その有利な合併特例債を使っての将来に向かっての投資をしていくということがあります。確かに運営費はかかってまいります、そのことに関しましても、皆さんに御提示してあります公共施設の管理計画等を進めながら、これから新しいものを建てたうえで古いものの統廃合、その辺のところを見詰め直しながら、運営費に過重な負担がかからないようにしていくというふうなことであります。

先ほど、そのプロポーザルが、プロポーザルかコンペ方式かということの御質問で、書いてあるのが、私は11月25日の庁舎建設説明会の資料しか持っていませんので、その議員御指摘の部分に関しましては、担当者のほうからお答えさせていただきます。

○議長

総務部長。

○総務部長

(齋藤久世志)

お答えいたします。その資料の提出については、担当の管財課で真っすぐ建設委員会のほうに提出したこともございまして、私どもの正直な気持ちとすれば、プロポーザル方式が望ましいのではないかというふうな議論はしております。ただ、そのことについては、来年度の予算要求の、これから予算要求、いま現在予算要求しているわけですが、その予算過程の中で、予算編成の過程の中です、それを決定していきたいと考えてございます。というのは、もしコンペ方式になりますと謝礼っていうか、コンペの謝金も計上することになります。私どもはその謝礼を、いまのところはですね、コンペ方式よりもプロポーザルのほうが、我々のいまやろうとしている事業にはなじむのではないかというふうな思いからですね、そういうふうな、事務方のそういうふうな思いが資料に反映したものと思

○議長
○17番
(齋藤律子議員)

っていただければと思います。何もその、いま決定したわけではございませんので、その辺は御理解いただきたいと思います。

齋藤律子議員。

では、内部資料が流出したということでしょうか。そうとらえるしかありません。プロポーザルで意見を言うなら、やっぱり参加する業者を増やして、やっぱりちゃんとした競争してほしいということです。

次、質問が大変こう押しておりますので、2番目の質問に移ります。

2番目の質問は総合計画、第2次平川市長期総合プラン基本構想についてお尋ねをいたします。

1点目は、「あふれる笑顔 暮らし輝く 平川市」の実現に向けてについてお伺いをします。第2次平川市長期総合プランの将来像「あふれる笑顔 暮らし輝く 平川市」は、簡潔でわかりやすく、とてもよい目標だと思っています。この目標に決めた理由について、どのようなことなのかお知らせください。また、目標達成に向けては努力が必要であります。市長の公約を踏まえ、実現に向けての市長の考えていることを簡潔にお知らせください。市長、答弁をお願いいたします。

2点目の質問は、「健康長寿青森県ナンバーワンのまちづくり」についてお尋ねをいたします。目指す平川市らしさの中にある「健康長寿青森県ナンバーワンのまちづくり」は、第2次平川市長期総合プランの将来像である「あふれる笑顔 暮らし輝く 平川市」の実現に直接つながる究極の平川らしさではないかと考えています。昨今、心から笑うことができないことが多い時代ですが、10月、新潟県上越市の健康づくり事業を視察して、一人一人の市民の健康づくり向上の取組過程に深い感銘を覚えてきました。特定健診や各種がん検診の受診率向上などで成果を上げている平川市は、今後の取り組み次第で健康長寿達成はできるものと確信してまいりました。特定健診受診後の市民一人一人へのフォロー体制が重要と考えています。すでに一人一人のデータを分析しつかんでおりますので、そのためには、個々へ働きかける、個々への働きかけを強めるために、保健師や栄養士の専門性を生かした活動が必要ではないかと思っています。このことについて、担当課はどのように考えているのかお知らせください。市長、答弁をお願いいたします。

また、平川市では、健康づくりに対する意識が低い人の働きかけを強化するためということで、ひらかわ健康ポイント事業を行っています。健診や健康づくり関連事業に参加してポイントを獲得し応募することで、参加賞や最高2万円相当の抽選商品がもらえる企画ですが、私はこのことが、健康に対し関心の高い人への御褒美に思えてなりません。健康に対し意識の低い人がポイント事業に興味を示し、賞品を期待し、健診や健康づくり事業に参加する機会になれば、それはそれで事業の成果につながるようになります。この関心のない人、関心が低い方に対する強化対策は、もう一度考え直す必要があるのではないのでしょうか。市長、答弁をお願いいたし

- 議長
- 市長
(長尾忠行)

ます。

市長、答弁願います。

まず、第2次長期総合計画プラン基本構想についての御質問でございますが、その将来像「あふれる笑顔 暮らし輝く 平川市」についてお褒めをいただきまして、感謝を申し上げたいと思います。

この第2次平川市長期総合プランの策定においては、第1次平川市長期総合プランの成果に加え、平川市総合戦略の考え方「魅力あるひとづくり」、「活力あるしごとづくり」、「住み続けたいまちづくり」を取り込みながら策定をいたしました。

今回の策定過程の特徴は、次世代を担う人たちの意見を取り入れることを目的にワークショップの開催をしたことであります。市内の中学生110人、高校生104人、市若手職員33人から、それぞれ平川市の将来の姿についてさまざまな意見が出されました。私が内容の記録で印象に残っている言葉として、「平川市・住みたい・産みたい・育てたい」というキーワードがあります。これらを反映させ、検討の結果、「あふれる笑顔 暮らし輝く 平川市」を将来像として決定したものであります。

私の公約として、「元気なまちづくりプロジェクト10」を皆様にお示ししております。中心的な政策テーマは、「自分たちの地域は、自分たちでつくる」、また、「市民一人ひとりが主役のまちづくり」ということであります。

新たにスタートする第2次長期総合プランに掲げるそれぞれの目標を達成することによって、将来像である市民一人一人が「笑顔」となり、そのあふれる笑顔が「暮らし」の充実につながっていくものと考えております。また、この逆もまた真でありまして、「暮らし」が豊かになれば「笑顔」がまた出てくるという考え方もございます。そういうことを将来像としながら、今後も市民が主役の市政運営に努めてまいりたいと思います。

次に、2点目の「健康長寿青森県ナンバーワンのまちづくり」についてであります。

総合計画に掲げる「健康長寿青森県ナンバーワンのまち」の実現に向けた取り組みについてであります。初めに、保健師や栄養士の専門性を生かした現在の取り組みとしては、まず、特定健診受診者に対する保健指導があります。当市では、個人の健診結果に応じたきめ細やかな保健指導を行うための結果説明会を開催するほか、医療機関の受診が必要な方で未受診の方には、保健師が個別訪問による受診勧奨も行ってあります。また、栄養や運動などの健康講座においては、保健師や栄養士が講師を務め、市民の健康や生活習慣の実態を説明しながら、生活習慣の改善に向けた支援や指導を行っております。そのほかに、各種健康相談などもあり、保健師や栄養士の専門的知識が必要な業務は多岐にわたるものと理解をしております。

次に、健康意識が低い方に対する取り組みの主なものとしては、先ほど御指摘がありましたが、今年度から庁内関係部署が連携して「ひらかわ健

康ポイント事業」を実施しております。この事業は、健診や健康づくり事業へ参加することで賞品がもらえるという、いわゆるインセンティブを活用した事業であり、健康に無関心な方をこれまでとは異なるアプローチから健診や健康づくり事業への参加を促すことを目的として実施しているものであります。

また、医療関係の情報を一元管理している国保データベースシステムを活用して、過去3年間で健診や医療機関の受診がない方に対して、保健師が個別訪問により受診勧奨などを行っているところであります。

今後の健康づくりに関する取り組みについては、健診や医療に関するデータの分析により、地域における現状と課題を整理しながら、地域の実情に合った見直しを行うこととしておりますが、議員御質問の保健師の活動や健康づくり意識が低い方への対策などについては、先進事例などを参考にしながら検討してまいりたいと思っております。

議員が研修で上越市をお伺いし、さまざまな先進的な取り組みを研修してきたというふうにも聞いております。そのことも一つの参考事例とさせていただきながら、今後、市としてまた新たな「健康長寿青森県ナンバーワンのまちづくり」を目指して進めてまいりたいと思っております。

齋藤律子議員。

○議長

○17番

(齋藤律子議員)

平川市は確かに頑張っています。しかし、受診率が向上しても、じゃあそこから健康長寿ということにはつながってはいかないんです。いかないと思っています。病気が見つければ治療する。そこで、そこを抜け出すためには、もう一つのそれを超えた方策が必要ではないかこう思っているわけです。そういうことで、保健師、栄養士のこの専門性を生かした取り組みが、やっぱり集団から個へこう。これは大変なことなんです、一人一人に対応していかないと、なかなかこれは難しいのではないかと。バランスのよい食事、野菜を350グラム1日摂取しましょうと言っても、その量がどのくらいのものなのか。それから、バランスっていうのはどういうことなのか。これ、特にこう、わからない方が多いんじゃないかと。

いま、健康長寿は科学で大体こう、その秘密が、科学が迫っているわけです。そういうことからして、大体女性が長寿だと。じゃあ、その反対のこの、男性はこういうことをどう思っているんだろうかと。ここが私はかぎではないかと。平川市の課題を見つけること、平川市は何をやっているかなければいけないか、これにやっぱり気づいてそれに対応したやり方をしないと、国の事業がいろいろ提案されても、そのとおりにやっている健康長寿は達成できないと思っています。ですから、この漏れなくフォローしていく体制、これにはまたいろんなことが必要になってきます。これは、いまの時間では論じられません。ただ一つ言えることは、寝たきりも生活習慣病も、ある一定の年齢からでなくて幼児から、子どもからということで、この上越市では幼児、それから小・中学校、ここにやっぱり事業を展開していったらいいんです。そのことから健康とは何か、そういうことを気づ

かせてやっているということですので素晴らしいと思います。そういうことでは、幼児、小・中学校ということでは、いろいろ教育委員会にもまたがる部分がありますが、ここは市長に答弁をお願いいたします。

○議長

市長、答弁願います。

○市長

健康づくりの推進というのは、議員御指摘のとおり、市全体で進めて取り組んでいくべき課題であるというふうに認識しております。その中で、市内連携ということでありまして、例えば、先ほど申し上げました健康ポイント事業に関しましては、健康推進課、農林課、生涯学習課、保健体育課、学校教育課、指導課、この6課で構成して進めておりますし、食育に関しましては、農林課や教育委員会等一緒になりながら、これを進めさせていただいております。いわゆるさまざまな形での各部局横断的な連携を取りながら進めていくことが大事であるというふうに思っております。

(長尾忠行)

議員が上越市の研修で参考にされた、その保健師のあり方、訪問とかされていることがあるようでありまして、それらのことも本市でもやっておりますが、じゃあ本市において欠けているのは何かとか、そういうところをこれからも勉強しながら取り組んでいかなければならないことではないかなというふうに思います。

いずれにいたしましても、健康長寿に関しましては、昨年、健康づくり宣言させていただきましたが、やはり適度な運動、食生活・生活習慣の改善、そして受診、この3つを大きな、もちろん教育等も、食に対する、生活習慣に対する教育とか、そういうことも入っていますが、そういうことをきちんと把握しながら、小さいときから健康づくりの認識を高めるような運動等も進めていかなければならないというふうに考えております。

○議長

齋藤律子議員。

○17番

ここには、いろんな問題がこれから出てくるかと思っております。そういうことで、短命県の青森県ナンバーワンを目指すのではなくて、やはりその、健康長寿を目指すのであれば、おのずと努力をしてその数値が改善されていけば、全国的にもやっぱり注目される自治体に平川市はなれると思っております。ですから、大きく目標を持ってこの長期プランの目標を達成していただきたいと思っております。

(齋藤律子議員)

時間も13分と限られております。それでは、3番目の質問に移ります。

3番目の質問は、食産業振興センター「食ラボひらかわ」の活用についてお尋ねをいたします。

1点目として、利用者にとって使いやすい施設のあり方についてお伺いをいたします。平成28年4月に青森県より取得した県食品加工研究室は、6月の1日、「食ラボひらかわ」として生まれ変わりオープンしました。施設の利用を希望する場合、2か月前から仮予約ができますが、利用日の7日前までに利用許可申請書を提出し、許可を得なければなりません。農産物の収穫が早まった場合など、利用日の直前でも施設が空いていれば利用させてほしいとの声がありますので、申請期限の変更について検討してく

ださるようお願いをいたします。市長、答弁をお願いいたします。

また、施設内にある加工機械の安全な操作への指導や、利用者の加工技術向上や加工品の開発のため、利用者に対する職員の加工技術の指導及び相談体制を充実して下さるようお願いを申し上げます。以上につき、市長、答弁をお願いいたします。

2点目は、地元農産物の加工品開発と学校給食への提供について質問をします。学校給食における地元食材の使用率20%の目標を達成するために、地元農産物を加工して利用することは大変効果を発揮することと考えています。農林課と給食センターが、地元で収穫される旬の食材の状況などを共有し、お互い協力することが重要だと思っています。学校給食は3食の中の1食ではありますが、食生活の変化や食の乱れが指摘されている現在、食育活動のかなめともなっています。そこで、学校給食に提供するための地元農産物の加工品開発や導入に対する考え方についてお伺いをいたします。市長、教育長、答弁をお願いいたします。

- 議長
- 市長
(長尾忠行)

市長、答弁願います。

食産業振興センター、いわゆる「食ラボひらかわ」の活用について、利用者にもっと使いやすい施設にしてほしいということですが、食ラボひらかわにつきましては、オープンして間もないことから、利用に関して市民の皆様の一部御不便をおかけしております。今後、市民の皆さんの御意見をお伺いしながら、より利用しやすい施設を目指してまいりますので、御理解のほどをお願いいたします。利用についての詳細は担当部長より答弁させますので、よろしくをお願いいたします。

また、地元農産物の加工品開発と学校給食への提供についてであります。学校給食における地元農産物の利用については、昨年度から学校給食センター職員と農林課職員により毎月打合せ会を実施し、情報共有を行っているところであります。東部地区の農家等の協力を得て、大根やニンジンなどが給食センターに納品されております。学校給食における地元食材使用率を上げるためには、旬の野菜の納品だけでは足りないため、給食センターで必要とする農産加工品についても情報共有をし、6次産業化推進会議等において、食材の生産量、加工工程及びコスト等の協議を進め、農産加工品の開発や導入につなげたいと考えております。私からは以上です。

- 議長
- 教育長
(柴田正人)

教育長、答弁願います。

地元農産物の加工品開発と学校給食への提供についてお答えいたします。地元でとれる農産物を学校給食で使用することは、食に関する指導を通し生産者の思いや苦労を学ぶことにより、平川市に愛着と誇りを持ち、自然に恵まれた環境にいることに感謝できる子どもたちを育てることも一つのねらいであります。

このことから、旬の食材のみならず食ラボひらかわでの加工品をより多く給食に取り入れるため、献立についてもさらに検討するとともに、農林課と情報交換を緊密に行うなど一層の連携と地産地消率向上を図ってまい

○議長
○経済部長
(白戸照夫)

ります。

経済部長。

それでは、私のほうから、利用者にとって使いやすい施設のあり方についての申請期限の変更についてと、利用者に対する職員の加工技術指導及び相談体制についてお答えいたします。

平川市食産業振興センターの利用につきましては、規則上7日前までに申請書を提出して利用許可書の交付を受けなければならないこととなっております。7日前までの手続きにつきましては、施設の保守管理、職員の勤務体制などの予定を立てる必要があることから行っているものであります。また、食ラボひらかわの使用料は前納となっており、利用日までに使用料の納付の確認が必要であります。

しかしながら、利用者にしてみれば、施設が空いているのであれば利用したいという気持ちは十分理解できますので、可能な限り対応していきたいと考えております。ただ、土曜日、日曜日及び休日は予定が入っていない場合は休館日としております。したがって、職員配置等の調整が必要であること、また、利用者が加工する農産物及び加工品の種類はさまざまであり、それに伴い加工の工程及び利用する加工機械の数や種類が変わってくることから、施設の空き状況及び利用する加工機械の事前準備などを考慮する必要があるため、何日前から利用できるかにつきましては個別に対応したいと考えております。

次に、食ラボひらかわの加工機械の操作指導及び加工技術の相談体制につきましては、今年度においては加工研修会及びセミナー等を実施しているところであります。

また、日常の施設利用者への指導及び相談については、施設職員及び農林課職員が対応しているところですが、専門的な指導となりますと県産業技術センターに照会するなど、即答できない場合が少なからずあります。このことから、今後の体制につきましては、専門技術員が常勤で配置されることが望ましいところではありますが、常勤とまではいかなくとも、定期的な専門技術員の配置や施設職員のスキル向上に向けた取り組みについて進めていきたいと考えておりますので、御理解願いたいと思います。

○議長
○17番
(齋藤律子議員)

齋藤律子議員。

この食ラボひらかわの活用が、大きく平川市の食産業振興にもかかわっていくことから質問したわけですが、大変こう連携を取って進んでいるということを答弁から感じました。

そこで、加工センターを使う場合、お金も先に払うということですね。ですが、私がやっぱり一番感じているのは、農産物が鮮度がよいときに加工するのとそうでないときとは、これは非常にこう大きな、でき上がったものに違いがあります。そういうことで、その品目に応じて対応していくということでもありますので、ぜひそういう場合は、空いていればすぐにでもこう加工できるような体制を取っていただきたいということです。

それから、やっぱり専門的なことになれば、これもまた学校給食に食材をのぼらせるときには、栄養士のやっぱり、どういうものを使いたいのか、どういうものを加工してほしいのか、それも大きなことになりますので、やはりその栄養士さんを中心に、やっぱり話し合っていく必要があるんじゃないかと思っています。特になかなか、カボチャとか遊休農地に栽培されてても学校給食には出てこない。それはグラムが、一人30グラムといたらやっぱり30グラムにならなきゃいけない。そういった場合にこれ大変で、なかなかのぼらせられない様相なんです。そういうのをパウダーにしてカボチャスープにしたり、そういうことをどんどん広がっていきますので、ぜひここはやっぱり栄養士さんに頑張ってもらって、加工品目も広げていただきたいなと思っています。

そのために今度、技術指導です。給食に出しているジャガイモの規格外を使って、でん粉、片栗粉をつくりたいところ思ったわけですが、なかなかその技術、それをいろいろ調べて、自然乾燥とか、そういうことでできるそうです。しかし、それを加工センター、食ラボでつくるとすれば、どういう機械がいいのか。湿気があるとやっぱり、販売するためにはかびたり、カビが生じたりしますので、そういうことをやっぱり、いろいろなもあれがあると思いますが、やっぱりこう専門知識を持った人が、相談できる人がこれ欲しい。これなんです。その、先ほど常駐させるためには大変なことを言いましたが、市長、そこはやっぱりどうなんですか。これを広げていくためには、財政的なこともあるんですが、どのように考えているのか、最後一言お願いします。

○議長

市長、答弁願います。

○市長
(長尾忠行)

先ほど経済部長のほうから答弁もありましたけれど、確かに、専門的な知識と技術を持った人の常設というのは非常に望まれるところでありますけれど、ただ、そういう常設というふうなことになる、毎日そういうふうな役割を持つ人が必要なわけではありません。ですから、そのところをどういうふうにしてこうやったらいいのかと言え、非常にこう課題ではありますので、今後財政当局とも協議しながら検討して、できるだけ利用者の皆さんに御不便をおかけしない方法はどういう方法があるのか検討してまいりたいと思います。

○議長

いいですよ、どうぞ。

17番、齋藤律子議員の一般質問は終了いたしました。

14時15分まで休憩といたします。

午後2時02分 休憩

午後2時15分 再開

○議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

第9席、9番、石田昭弘議員の一般質問を許します。

石田昭弘議員の一般質問の方法は、一問一答方式です。

石田昭弘議員の一般質問を許可します。

石田昭弘議員、質問席へ移動願います。

議員の方に申し上げます。暑い方は、上着を脱いでも結構でございます。

(石田昭弘議員、質問席へ移動)

○9番
(石田昭弘議員)

本定例会最後の一般質問となります、9席、9番、新風の会、石田昭弘です。議長の許可を得ましたので、通告に従い、1. 市長公約の「女性が元気」について、2. 平川市地域防災計画について、3. 「障害者差別解消法」について、4. 「通級指導教室」について、順次質問してまいります。

まず、項目1の市長公約の「女性が元気」について、平成26年第1回平川市議会定例会にて、市長は次のように述べています。

「農村女性のさまざまな起業活動、加工商品開発やグリーン・ツーリズム関連の活動などを支援し、女性の活躍の場を拡大してまいります。また、活気に満ちた地域づくりには、女性の視点、考え方が重要でありますので、各種委員への登用はもとより文化活動やスポーツ活動など、あらゆる分野への女性の参画を促進してまいります。」と、このように述べられました。

来年1月で市長就任まる3年、一期4年の節目の年となるわけですが、公約に掲げているように、「あらゆる分野への女性の参画」は促進されているのか、女性の視点、考え方がまちづくりに反映されているのかを、次の2つの観点から質問してまいります。

まず、①の市職員・管理職の男女比率については、市長就任前と比較するために、平成25年度と本年28年度についてお知らせください。

次に、②審議会・委員会の男女比率についても同様に、平成25年度と本年28年度についてお答えください。

○議長
○市長
(長尾忠行)

市長、答弁願います。

第9席、石田昭弘議員の御質問、私の公約の「女性が元気」についてお答えをいたします。

3年前、私が市長選に出馬する際、女性の方々がより一層活発になることにより地域が元気になると考え、さらなる女性の地域社会への参画を促進していきたいという思いから、選挙公約に、プロジェクト10の中に「女性が元気」を掲げたところであります。

多様化する社会情勢に対応するため、市の政策・方針決定の場において多様な視点が必要と考えることから、市職員における管理職や市の審議会・委員会へ女性の参画を推進していきたいと考えております。

議員から御質問のあった職員と管理職の男女比率と審議会・委員会の男女比率については、具体的な数値については担当部長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長
○総務部長
(齋藤久世志)

総務部長。

私から、議員お尋ねの男女比率について御説明いたします。

まず、市職員の男女比率については、平成25年度は、総数331人に対し男

性が219人、女性が112人であり、比率としては男性が66.2%、女性が33.8%でした。平成28年度は、総数327人に対し男性が221人、女性が106人となり、比率としては男性が67.6%、女性が32.4%となっております。なお、平成25年度の職員数は、消防職員を除いた人数となっております。

次に、管理的地位にある部長及び課長の男女比率については、平成25年度は、総数43人に対し男性が40人、女性が3人であり、比率としては男性が93%、女性が7%でした。平成28年度は、総数41人に対し男性が38人、女性が3人となり、比率としては男性が92.7%、女性が7.3%となっております。

次に、審議会や委員会等の男女比率については、平成25年度は37件で、総数572人に対し男性が458人、女性が114人、比率としては男性が75.1%、女性が24.9%でした。平成28年度は52件で、総数831人に対し男性が657人、女性が174人、比率としては男性が73.5%、女性が26.5%となっております。以上です。

○議長
○9番
(石田昭弘議員)

石田議員。

はい。いまのデータをもとにして、これから再質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず①の、これは管理職の男女比率について、再質問いたします。

当市では、平成26年度まで部長職に女性がいなかったわけですが、長尾市長、就任して2年目に女性部長が2名誕生いたしました。これは非常に大きなことでありまして、公約実現の表れと評価いたします。しかしながら、管理的地位にある職員の合計及び比率は、いまデータを述べていただきましたけれども、平成25年度7%、平成28年度7.3%で、ほぼ横ばいの状態にあると言えます。市長が公約でうたっている「女性の活躍の場の拡大」ということには、残念ながらなっていないようです。この現状について市長の見解と、「女性の活躍の場の拡大」について今後どのような取り組みをしていくのか、答弁を求めます。

○議長
○市長
(長尾忠行)

市長、答弁願います。

女性職員の管理職等への登用については、これまでも第2次平川市男女共同参画推進プランの趣旨に基づき、女性職員の政策・方針決定過程への参画を実現するため、管理職及び係長以上となる役職への登用に取り組んできました。結果として、係長以上の女性職員割合は、平成24年度で14.5%でしたが平成28年度では17%となっており、少しずつではありますが登用の推進を図っております。今後も、本人の意欲や業務遂行能力、指導力などを十分に見極めながら、女性職員の管理職等への登用を図っていきたいと考えております。

また、女性の活躍推進に向けた取り組みについては、これまでも職員研修などによる能力開発、さらには適材適所の人事配置による人材育成などを実施してきました。今後もこのような取り組みを一層強化し、女性職員の活躍推進に向けて積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長
○9番
(石田昭弘議員)

石田議員。

いまの点に対してまた質問させていただきますけども、職場における男女の差別を禁止することを目的に、いまから30年前に、1986年に男女雇用機会均等法が施行されました。その後、育児介護休業法や次世代育成支援対策法ができ、昨年8月28日には女性活躍推進法、正式には「女性の職業生活における活躍の推進に関わる法律」が10年間の時限立法として成立し、本年4月から施行されました。ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）が一層充実することによって、より女性本人の意思に基づいた働き方ができるようになるものと期待しています。

当市においても、インテリジェンスの高い女性たちが、男女の差別によってトライするチャンスがないとか、活躍の場がないということが起こるようなことがあっては絶対にならないと思うわけです。現状の、先ほど役職者と言っておりましたけども、もう少し限定して、管理的地位にある職員に占める女性の割合7.3%、これは非常に低くてですね、平成31年度までに、こちらの「平川市職員仕事・子育て応援プラン」には14%を目標に掲げております。これはあくまでも努力目標かとは思いますが、14%を掲げております。

ただし、ここで注意がありますけれども、仕事の基本は、能力主義、有用性、年功序列や男女の違いにかかわらず公正・公平に対処し、職員全体の士気が下がらないようにしなければならぬと考えます。数値目標と公平の観点を両立させるという難しい判断を伴いますが、「女性の活躍の場の拡大」について、いま一度市長から答弁を願います。

○議長
○市長
(長尾忠行)

市長、答弁願います。

再質問にお答えをいたします。

当市では平成28年3月、今年3月でありますけれども、平川市職員仕事・子育て応援プランを策定し、職員のワーク・ライフ・バランスのさらなる充実と、女性職員が仕事と家庭を両立しながら活躍できる職場風土の醸成を目指しております。

特に出産・育児期における女性職員への対応については、これまでも育児休業など各種休暇制度を利用しやすい環境づくりや、仕事復帰後も家庭の状況に応じた人事配置などに努めてまいりました。今後も、女性職員が仕事への意欲を保ちながら、安心して仕事と家庭を両立し、能力を十分発揮できる職場環境づくりに取り組んでまいります。

また、職員の昇任については、本人の能力や業績に基づいて行うことを原則としており、これまでも性別により差をつけることは行っておりません。今後も人事評価の結果等に基づき、男女の別なく決定してまいりたいと考えております。

このような中で、女性職員の管理職の割合を増やしていくためには、女性のキャリアアップを促進することが重要であると考えています。役職ごとに人材を確保することを念頭に置いた人事異動及び人材育成を図ると

もに、女性職員のみを対象とする外部研修への派遣も積極的に推進し、キャリアアップを図ってまいりたいと考えております。以上です。

○議長
○9番
(石田昭弘議員)

石田議員。

俗に言う言葉として、「仕事が人を育てる」、「責任が人を育てる」という観点もありますので、どうか公平・公正な立場でもって女性に対しても男性に対しても、当然ですけれども大きな門戸を開いて、どうかその能力を遺憾なく発揮できるような方法でもって取り組みをしていただきたいと思います。

次に、②審議会・委員会の男女比率について再質問いたします。

答弁のように、審議会・委員会の男女比率についても、平成25年度の女性比率24.9%、本年28年度は26.5%の微増で、これもまたほぼ変わらない状況になっています。そこで、男女の構成比率について規定や方針等あるのかどうか、御答弁願います。

○議長
○市長
(長尾忠行)

市長、答弁願います。

再質問にお答えをいたします。

審議会や委員会における男女の構成比率について市が定めているものとしては、平川市附属機関等の設置及び運営に関する要綱や第2次平川市男女共同参画推進プランがございます。これらにおいて、政策・方針決定の場への女性の参画を推進するため、女性委員の構成比率の目標を30%以上としております。

先ほど議員御指摘の、この審議会・委員会の男女比率に関してではありますが、25年度と比較して24.9%から26.5%と微増ではありますが増えています。ただ、審議会の中では50%、あるいは種類によって70%とか、その審議会・委員会の目的によって女性の比率がドーンと高くなっているものもありますし、その目的によって例えばゼロ%のものもあります。ですから、そういうことを平均するといまのような数値になりますけれど、私としてはいままでもそうですけど、これからも審議会・委員会への女性の参画の比率を高めて、多様な観点からの意見を求めてまいりたいというふうに考えております。

○議長
○9番
(石田昭弘議員)

石田議員。

いま答弁にありましたように、平川市附属機関等の設置及び運営に関する要綱には委員数は20人以内、また、女性委員の構成比率は30%以上を目標とすると、このように書いてあります。先ほどまた市長は、ものによっては70%もあるしゼロ%もあると、50%以上もあると、多様なこう委員会の形に対して示してありましたけれども、52審議会・委員会があるわけですね。この中でもってゼロ%が9件、実際はあります。そうして考えますと、平均値とこのゼロ%見た限りでも、偏った形での審議会はあろうとしても、全体としてはやはりこう女性の割合、比率は低いんではないかと私は思っております。

ですからこそ、要綱の第1条に掲げています「市民の市政への参画の機

会を拡充し、行政の公正、透明性を確保する」云々から、市の人口の半数を超える、女性の市政への参画は必要不可欠であります。そしてまた公約の「活気に満ちた地域づくりには、女性の視点、考え方が重要であります」、こういう点からもぜひともですね、女性委員の構成比率を上げるべきであると考えておりますので、いま一度市長の見解をお伺いいたします。

○議長

○市長

(長尾忠行)

市長。

お答えをいたします。市では、審議会などの担当課に対して積極的な女性委員の登用を推進していますが、委員の選考にあたっては、関係団体の代表者をお願いすることが多く、代表者は男性が担っている場合が多いことから、目標の30%を達成できていない状況にあります。審議会によっては女性登用率が、先ほど申し上げましたが30%を超えているものもありますが、全体としてはまだ十分と言えない状況であると考えております。

今後、委員の選考においては、関係団体に対しては団体の長にこだわらない委員の推薦を依頼し、また、公募を実施して女性の参画を促すなど、選考方法を工夫したいと考えております。公募に関しましては、すでに総合計画の審議会などにも女性の方も公募して、応募されて参画されております。今後も女性委員の登用を積極的に進め、これまで以上に市政に女性の視点を取り入れたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長

○9番

(石田昭弘議員)

石田議員。

なぜこのような質問をしたのかと言えばですね、少しこれから内容をお話いたしますけれども、合併して10年になります。次なる10年に向けての総合計画基本構想の策定がこれから始まってまいりますけれども、ソフト面、ハード面、さまざまな場面で女性の視点・考え方が、まちづくりには必要になってまいります。それを強く感じた事例がございますので紹介させていただきます。

去る9月14日、議員による平賀総合運動施設工事現場視察が行われました。担当者から施設全般の説明を受けましたが、トイレ棟に関して、女性に十分に配慮された形にはなっておりませんでした。

また、8月のおのえねふた祭りでのことです。集合場所は尾上中学校の駐車場、トイレは隣接する尾上体育館を使用することになっていましたので、トイレに行くと、そこに女性の方がたくさん並んでいました。そして、なぜこのように並んでいるのか話を聞きますとですね、女性用のトイレが昨年、本年とも故障箇所が多くて使用できないと不満を述べていました。

このような状況を目にするにつけて、女性の立場に立った配慮がまだまだ十分ではないことを実感いたしました。

これから、小学校の改築事業、本庁舎建設事業等、大型事業が予定され、平川市の骨格がつくられてまいります。市民の代表である審議会・委員会に女性の割合を増やすとともに、女性職員、女性議員にも、積極的にまちづくりに参画し、意見を反映できるようにするべきであると考えましたの

で、このような質問をさせていただきました。もう一度、市長の見解を問います。

○議長

市長。

○市長

議員御指摘のとおり、女性の視点を取り入れた配慮というのは必要だというふうに思っております。

(長尾忠行)

御指摘された運動施設のトイレに関しましては、管理棟に5つ、それからトイレ棟に5つということでありまして、大会があったとき足りないのではないかという御指摘もいただきました。今後、開設した中でどういう大会等が来て、どれぐらい女性が参加されて、トイレがどれぐらい、もし足りないんであればどれぐらいのものがあるのかということを見させていただきながら、対応できるんであれば対応を考えていかなければならないと思っております。

いま御指摘ありました、今後、公共施設等の建設を含むまちづくりのさまざまな意思決定の場において、できるだけ多くの女性の方々に参画していただき、男女それぞれからさまざまな意見をいただきながら、これからも市政に反映してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長

石田議員。

○9番

いまの件なんですけれども、トイレに関しましてはですね、どこに行ってもどんな場所でもやはりこの、問題としてこの女性のトイレがあります。ですから、今後新しいものをつくっていくにあたってはですね、より以上にこう数多く、また、女性に配慮した形をぜひともお願いしたいなどこのように考えております。

(石田昭弘議員)

参画という言葉がありますけれども、これはどういうことか御存知だと思いますけれども、計画段階から加わるという意味がありますので、これから第2次平川市長期総合プランの目指す理想のまちとして、市民一人一人がまちづくりの主役であり、平川市で生活する皆さんが笑顔で、生活が充実している姿を描きます。よって、将来像は「あふれる笑顔 暮らし輝く 平川市」と定めることとしていますが、そうなるためにはまず第一に「女性が元気」、これが第一ではないかと私は考えています。女性が活躍するような、そのような環境の整備をぜひとも今後とも願うところであります。

続きまして、項目の2の平川市地域防災計画についての質問に入ります。

今年も、地震に火山噴火、台風による大雨被害など、50年に一度、100年に一度と思われていた大規模な自然災害が発生しました。こうした中で、気になった災害に台風10号と鳥取県中部地震があります。その理由は、台風10号は統計史上初となる東北に上陸したこと。鳥取県中部地震についてはこれまで知られた活断層はないところで発生したことにあります。

このことから、比較的的自然災害は少ないと言われていた平川市も安心はできない、現在ただいまこの時点においても、災害が起きる可能性がある

という、この意識を持たなければならないと強く私は思います。そして、市民の皆様の命を守る。特に、災害弱者と言われている要配慮者、避難行動要支援者の防災対策に万全を尽くさなければならないと思わせていただきました。

そこで、①避難行動要支援者等安全確保対策について質問します。

平川市地域防災計画にある「災害時要援護者」という言葉が、平成25年6月の災害対策基本法の改正に伴い、高齢者、障害者、乳幼児、妊婦など災害時において特に配慮を要する人を「要配慮者」とし、そのうち、災害発生時にまたは災害が発生するおそれのある場合に、みずから避難することが困難であるために円滑かつ迅速な避難の確保などの支援を要する人を「避難行動要支援者」という名称になりました。そして、災害対策基本法には、支援を要する人を事前に把握し災害発生時に安全に避難を行うために、「避難行動要支援者」の名簿の作成を市町村に義務付けています。

そこで、現在当市における「避難行動要支援者」の名簿の作成はどこまで進んでいるのか。また、対象者はおおよそ何人いるのかお伺いします。

次に、②要配慮者の避難対策について質問します。

避難所の運営管理の項目に、「避難所におけるプライバシーを確保するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点及び災害時要援護者（要配慮者）への配慮等を行い、良好な生活環境の確保に努める」とありますが、実際に指定避難所における要配慮者のトイレやプライバシーは十分に確保されることになっているのか疑問です。

また、福祉避難所がありますが、だれが利用でき、どこにあるかなど、市民の皆様に周知されているのかどうか、答弁を願います。

③としまして、防災訓練及び防災リーダーの育成について質問します。

①の避難行動要支援者等の安全確保対策や、②の要配慮者の避難所対応を踏まえ、いざというときに速やかに行動ができるように、避難行動要支援者、要配慮者及び女性の視点に立った避難支援及び避難所運営についての防災訓練を行うべきであると考えています。

また、東日本大震災の教訓を踏まえ、避難所等における女性への配慮がなされるように計画にはありますが、熊本地震などを見るにつけても十分とはまだまだ言えない状況にあると思いました。これを改善するためには、女性の視点と力を生かすことのできる女性防災リーダーの育成が急務であると考えましたので、この点についても市長の見解をお伺いします。

市長、答弁願います。

石田議員の2点目の質問であります平川市地域防災計画について、お答えをいたします。

まず、1点目の避難行動要支援者等の安全確保対策について、名簿の作成に関して御質問がございました。当市においては、平成25年度から名簿への登録を行っており、現在の登録者は922人となっています。11月広報にも掲載し登録を呼びかけており、特に身体障害者の障害程度1級から3級

○議長
○市長
(長尾忠行)

の方、要介護3以上の方、精神障害者1、2級の方等へ個別に通知を行っております。対象者数は10月現在、65歳以上の方だけで構成されている世帯では約2,200人、障害のある方や要介護認定されている方等は約1,500人となっております。

次に、要配慮者の避難所対応についてであります。

現在、市では78か所の公共施設を指定避難所としておりますが、これらの施設は、必ずしも要配慮者のトイレやプライバシーが確保できるような施設とはなっておりません。すべての施設を早期に改修することは難しいため、今後、改修時に洋式トイレなど整備するよう努めてまいります。

また、避難所運営については、職員はもとより自主防災組織においても、要配慮者や避難者のプライバシーの確保ができるようマニュアルの作成を進めるとともに、さまざまな場面を想定した避難所運営訓練を実施し、良好な生活環境の確保に努めてまいります。

次に、福祉避難所についてですが、災害時に市の判断で開設される二次的避難所であるため、市民が直接この避難所に避難することは想定しておりません。利用対象者は何らかの特別な配慮を必要とする方です。災害が発生した後に要配慮者の状況を確認し、被災状況や復旧見込み等を総合的に検討し、指定避難所での生活が困難であると判断した場合に、協定を結んでいる25法人39施設の中から状況に応じて受け入れを要請いたしますので、市民への事前の周知はいたしておりません。

3点目の防災訓練及び防災リーダーの育成についてであります。

当市では平成26年度から3か年、地域で起こりうる災害を想定した、総合防災訓練を実施してきております。議員御指摘のとおり、今後は、男女のニーズの違い等男女双方の視点及び避難行動要支援者や要配慮者に対応できるよう、自主防災組織と連携を図り、避難所運営訓練を実施するよう計画しているところであります。

また、女性防災リーダーの育成については、現在当市において、女性消防団第20分団40名が所属し活躍しております。その女性消防団員が講習会などを通じスキルアップを図ることで、女性の視点を生かした防災リーダーになり得るものと考えており、今後さらなる育成に努めてまいります。以上であります。

石田議員。

それでは、再質問させていただきます。

まず、①の避難行動要支援者安全確保対策についてさせていただきますけれども、いまのあの数値、対象者が非常に多いことにびっくりしました。

そこでなんですけれども、名簿の管理と運営の仕方について、関係機関共有方式と同意方式、これによって、避難支援者等関係者（消防団、町内会・自治会等の自主防災組織、警察組織など）に平常時から提供できる本人から同意を得た名簿と、同意を受けていない災害時にのみ提供できる名簿にこれは分かれてきますよね。平常時に登録を希望するかは当事者本人

○議長
○9番
(石田昭弘議員)

に任されていますけれども、ここに課題、問題があります。災害時にのみ提供できる名簿の場合は、災害時、避難支援等関係者に急にその名簿を渡したとしても、誰がどこにいるのか、事前準備ができていないために、即応することはこれは大変困難であると思われまます。それでも、円滑かつ迅速な避難を確保できるようにしなければならないので、行政側としても、非常にこれは難しい対応になると想定されます。

災害発生時に一人でも多くの避難行動要支援者の生命と身体を守るためにも、市民の皆様はこの点を御理解いただき、平常時に提供できる名簿の同意に協力していただく必要があると思えます。この点に関しまして市長の見解をお伺いします。

○議長

市長、答弁願います。

○市長

(長尾忠行)

議員御指摘のとおり、非常にこの個人情報のこともあり難しいものがあります。消防団や自主防災組織などの避難支援者関係者に事前に提供する避難行動要支援者名簿は、個人情報の保護の観点から本人の同意が必要となっております。また、議員御指摘のとおり、より円滑で迅速な避難を確保するためには、できる限り災害時名簿に近い平常時名簿となることが望まれることから、今後も避難行動要支援者名簿への登載を働きかけてまいります。ただ、どうしても個人情報保護法の関係もありますので、その点は御理解をいただきたいと思えます。

○議長

石田議員。

○9番

(石田昭弘議員)

難しい点はあると思えますけれども、ぜひ善処していただければと思えます。また、この点は市民の皆様方にもどうか御理解いただきますよう、今後ともまた働きかけよろしくお願ひいたします。

②要配慮者の避難所対策について再質問いたします。

「熊本地震へのこれまでの対応状況について(中間報告)」が、5月に政府現地対策本部から出されました。その資料によると、3.熊本地震における個別課題への対応状況、(1)避難所関係の②に、「最初の大きな課題はトイレ問題。絶対数が少ない、和式のみで辛い、といった苦情が多数。」、このように書いてあります。報道機関でも「繰り返されたトイレ問題」として取り上げ、「屋内のトイレが使えず屋外の仮設トイレがメインとなった。相変わらず和式がほとんど。段差もあり、お年寄りや体の不自由な人には特に向きません。しゃがむことができない人が、床が泥だらけの和式の便器に直接座って、要を足したという話も聞きました。」「安心して使えないトイレ、やがて水分を控え、それが一因となり、血栓ができて、エコノミークラス症候群を引き起こす可能性がある」、このように記しています。

また、別の報道機関が、熊本地震発生から1か月後に被災者にアンケートを実施。周りの音が気になる、子どもがいるので気を使う、着替えスペースがないなど、避難所に満足していないと回答した人が40%にのぼっています。テレビ報道にも、乳幼児を抱えた保護者が他者に気を使い、避難所を出て自宅にて自主避難をしている姿が映し出され、心が非常に痛みま

した。

健常者にとっても厳しい避難所生活、要配慮者にとっては殊さらです。また、要配慮者には精神障害や自閉症、発達障害などの人もいます。集団生活のストレスから病気が重くなることも考えられますので、福祉避難所も含めた万全な対策はとれるのか、再度、この点に関しましても答弁を願います。

○議長

市長。

○市長

災害時における避難所対策というのは非常に重要で、議員御指摘のとおり重要であると考えます。避難所対策としては、青森県建設機械リース業協会と平成24年に「災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定」を結んでおり、洋式に対応した仮設トイレのレンタルが可能となっております。

(長尾忠行)

また要配慮者への対策については、例えば、独立した男女別の更衣室の設置や避難所内の間仕切りなど、熊本地震での教訓を生かしたマニュアルの作成をいま予定しております。その中において、避難所運営ゲームを活用した図上訓練などさまざまな取り組みを実施してまいります。

福祉避難所に関しましては、各施設が可能な範囲において受け入れすることになりますので、災害の規模によっては必ずしも十分とは限りませんが、要配慮者の状態に応じた避難所を提供できるものと考えています。今後は多様なニーズに対応できるよう、新たな施設の掘り起こしや受入可能人数を増やせないか調査し、また、交渉してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長

石田議員。

○9番

はい、引き続きまして、③について再質問いたします。

(石田昭弘議員)

③防災訓練及び防災リーダーの育成についてでございます。平川市地域防災計画を実効性あるものとするために、普段からの防災意識と防災訓練は欠くべからざるものと言えます。

平川市の防災訓練に3度参加させていただきました。いずれも土砂災害を想定したもの、また、災害の初動期における災害対策本部設置運営訓練が中心のように思われました。これまでの訓練も大事ですが、より実践的な、学校や体育館を避難所とした運営訓練を行うこともより重要ではないかなと、このように考えております。災害時に混乱しないように、訓練を通じて避難と避難所運営はどういうことで困るのか、どういうことが難しいのかなど実地検証し、災害に備えることが極めて大事であると思います。

また、地域防災計画では、市民課・国保年金課職員が避難所運営の担当要員となっております。女性職員が多い部署ですので、女性の視点から微に入り細にわたる活動が期待できます。ほかにも、健康推進課担当の医療や衛生保持など、災害対応における女性が果たす役割が大きいことから、防災計画の作成や災害を想定したシミュレーション、防災訓練の計画立案など意思決定ができるような場への参画や、女性職員の防災リーダーとして

の活躍を推進することがより重要ではないかと考えておりますので、この点に関しましては市長の見解をお伺いします。

○議長

市長。

○市長

(長尾忠行)

石田議員御指摘のとおり、いままでの防災訓練、土砂災害を想定した防災訓練も大変重要であります。来年度以降は地域ごとに、体育館を活用し、自主防災組織とも連携を図り、図上訓練などを取り込んだ避難所運営訓練を実施してまいります。いままでと違った防災訓練を行うことで、地域にある災害時の問題点を確認することができ、より実践的な対策や災害発生時にはスムーズな対応ができるものと期待しているところであります。

また、女性職員の防災リーダーの推進についてですが、本市としては、さまざまな場面において男女の視点を考慮した対応が必要と考えております。今後は、女性職員のみならず災害時にはすべての職員がそれぞれの立場において防災リーダーとして意識を持ち、災害時対応することで、住民の安心・安全を守れるよう指導・育成に努めてまいりたいと思います。

○議長

石田議員。

○9番

(石田昭弘議員)

防災訓練に関しまして、より進んだこれからの計画案をお聞きしました。非常にこう有意義な内容になると思いますので、来年以降の取り組みに対して期待しております。項目の1の「女性が元気」という観点も織り交ぜながら、平川市地域防災計画について質問いたしました。要配慮者、避難行動要支援者及び女性に配慮した防災計画を行うことによって、安全・安心な平川市となることを願っております。

項目の3に移らせていただきます。「障害者差別解消法」について、「障害者に対する職員対応要領」の策定について質問いたします。

障害を理由とした不当な差別を禁止する障害者差別解消法、正式には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が本年4月に施行されました。この法律では、不当な差別的取り扱いを禁止し、合理的配慮の提供を求め、各自治体が適切に対応するために、障害のある人などから意見を聞きながら「障害者に対する職員対応要領」をつくることが努力義務とされています。そこで、本市の作成状況はどこまで進んでいるのか、御答弁願います。

○議長

市長、答弁願います。

○市長

(長尾忠行)

石田議員御指摘のとおり、本年4月に、障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応法といいますか、これが施行されました。市では現在、それをもとにしながら「障がい理由とする差別の解消の推進に関する平川市職員対応要領」を作成中であります。要領案はすでに策定済みで、社会福祉施設関係者、障害者団体関係者等で構成されている平川市地域自立支援協議会を開催して、委員より要領案に対する意見をいただいているところです。委員の意見を反映させたいと、職員対応要領を作成して職員への周知を図り、適切な対応に努めてまいりますので、よろしくお願いたします。

- 議長
- 9番
(石田昭弘議員)

石田議員。

この質問をするきっかけになったのが、実は、7月26日未明に起きた神奈川県相模原市の障害者施設での殺傷事件です。警察の調べに対し、容疑者は「意思の疎通ができない人たちを刺した」、「障害者がいなくなればいいと思った」という趣旨の供述をしております。

容疑者の背景にあるものは何かと、いろんな方々がそれに対してコメントしていましたが、一つにはヒットラーの優生保護法のような、「優秀な遺伝子同士を組み合わせると子孫を残せばよい。障害者は生きる必要がない」というような、間違った思想や差別観ではないかと私は思っております。

これに対しまして、国学院大学で重度・重複障害児（者）の教育を専門としている柴田保之教授が、「津久井やまゆり園事件について（草稿）」で、亡くなった被害者はどういう人だったか、言葉という観点から次のように論じています。

「今回、容疑者によって『意思疎通ができない人』として標的にされた人々に対する社会の理解は、おおむね、重度の知的障害のために意思疎通ができない人ととらえられている。（中略）私は、彼らはただ意思疎通の手段を持っていただけだと理解しており、真っ先に問題にしたいのは、被害者は、言語的にしっかりとした意思を有していたはずだということである。」

同教授が論じているように、介助コミュニケーション（スイッチとパソコン、手を添える筆談）、これによって聞き取った、重度の障害のある同じ立場に立つ人の意見に次のようなものがあります。

20代男性。「私たちは何もわからない存在ではなく、よく物事を理解できている、ちゃんとした存在です。だから、きちんとした理解をしてほしいのです。分不相応と言われようとも、僕はずっと、縫いぐるみのように思われようとも、強い気持ちで生きてきましたから、ちゃんとした事実として認識してほしいです。望みは、ただ正しい理解が得られることです。それだけが亡くなった仲間たちの命に、存分な祈りを捧げる道です。だから僕は声を上げたいです。」

私自身この事例から、重度・重複障害者が意思や感情を持っていて、周りの状況をしっかりと把握しているんだということがよくわかり、理解できました。だからこそ、障害のある人の立場に立って、このような悲しい事件が2度と起こることがないように、一日も早い障害者に対する職員対応要領の策定が必要でありますし、そして、障害者差別解消法が目指す、障害のある人もない人も、お互いにその人らしさを認め合いながら、共に生きる社会をつくることを目指したいと強く願っています。

最後に、項目の4.「通級指導教室」設置について、「通級指導教室」その後の経過について質問いたします。

今年3月の第1回平川市議会定例会一般質問において、1. 障害のある

児童・生徒の対策、対応についての中で、③通級指導教室の設置について次のような意見を述べ、市に通級指導教室設置を求める提案をしました。

1. 年々対象者が増えている。2. 早期発見・早期対応（療育）はあらゆる障害において大きな効果が認められる。3. 県内10市のうち、当市のみに通級指導教室が設置されていない。障害のある保護者で組織している団体から、平川市に早期設置するよう県に要望書が提出されました。

これに対して教育長からは、「通級指導教室において、早期から個別の指導や支援を受けることにより、障害による困難の改善・克服が図られることから、その必要性は認識しているところであります。障害の種類により準備すべき施設・設備・教材も異なることから、今後、関係各課・各所と協議してまいりたいと思います。」、また、「通級指導教室設置の必要性を十分に認識しているところでございます。しかし、通級指導教室を設置するためには、県が国に要望を出し、それを受けて国が認めなければなりません。今後、県をはじめ、各方面に設置について働きかけてまいりたいと考えております。」と、このように前向きな、前向きな答弁をいただきました。非常にありがたく思いました。

しかし、しかしですよ、11月17日付の新聞に『『通級指導』希望の発達障害児ら』と題した記事が掲載されました。通級指導対象者は年々増えているのに対して、通級指導を受け持つ職員数が足りず、文部科学省が問題解消のため通級指導を担当する教員の安定的な配置や増員を目指す考えに、財務省が厳しい財政を理由に認めない方針だ、このように書かれていました。

私は、現場の状況を理解していない財務省の方針に落胆し、憤りを覚えました。そこで、通級指導教室設置に不安を感じましたので、通級指導教室、その後の経過について、教育長から現在の状況をぜひとも伺いたく質問いたします。よろしくをお願いします。

○議長
○教育長
(柴田正人)

教育長、答弁願います。

通級指導教室、その後の経過についてお答えいたします。

通級指導教室の開設につきましては、本年4月以降、県立特別支援学校や中南教育事務所から開設等について指導・助言していただくほか、近隣の通級指導教室を見学して情報収集に努めるなど準備を進めてまいりました。現時点では、県教育委員会から平川市に通級指導教室を開設することについて了解をいただいております、平成30年4月の開設を目指しております。今後、教室の開設場所の検討、教員の加配、市民・保護者への周知、関係規則の整備などを進め、開設に向けて取り組んでまいります。以上でございます。

○議長
○9番
(石田昭弘議員)

石田議員。

教育長の答弁を聞いて、非常に安堵いたしました。平成30年4月開設ですね。非常にこれは大きな一歩であると思います。この通級指導教室を待ってる子どもたち、乳幼児、また保護者の方々もいらっしゃいますので、

これを聞いたら非常に喜ぶと思います。ぜひともですね、これを着実なものとしましてですね、平成30年の4月にはぜひとも開講するように、万難を排してでも開講するように何とぞよろしくお願い申し上げます。

教育長をはじめ市教委の、また各関係課の皆様方に、この場を借りまして御尽力に対しまして心から感謝を申し上げ、私の一般質問を終了いたします。以上です。

○議長

9番、石田昭弘議員の一般質問は終了いたしました。

本日の日程はすべて終了しました。

次にお諮りいたします。

会期日程表のとおり、9日は議事整理のため、本会議を休会にしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、9日は議事整理のため、本会議を休会とすることに決定しました。

次の本会議は、12日、午前10時開議といたします。

本日はこれをもって散会いたします。

午後3時12分 散会